

豊橋市廃棄物総合計画 改訂版

平成 28 年 3 月

豊 橋 市

目 次

第1部 豊橋市廃棄物総合計画	
第1節 策定の趣旨	2
第2節 基本理念	2
第3節 位置付け	3
第4節 計画期間	4
第5節 計画の体系	5
第6節 計画の推進	6
第2部 一般廃棄物処理基本計画	
計画の概要	8
〈ごみ処理部門〉	
第1章 現状の認識	10
第1節 目標の達成状況	12
第2節 前期の主な取組内容	17
第2章 基本方針と目標	22
第1節 基本方針	22
第2節 目標	24
第3章 基本方針に基づく基本施策	30
基本施策1 ごみ減量の推進	31
基本施策2 資源回収の促進	35
基本施策3 円滑な収集・運搬	37
基本施策4 環境負荷の少ない中間処理	40
基本施策5 安定した最終処分	42
基本施策6 三者の協働・環境への配慮	44
第4章 重点取組	47
第5章 事業計画	48
〈生活排水処理部門〉	
第1章 現状の認識	52
第1節 目標の達成状況	53
第2節 前期の主な取組内容	54
第2章 基本方針と目標	55
第1節 基本方針	55
第2節 目標	55
第3章 基本方針に基づく基本施策	57
基本施策 適正な水処理の推進	57
第4章 重点取組	59
第5章 事業計画	60

第3部 産業廃棄物処理基本計画	
計画の概要	62
第1章 現状の認識	63
第1節 目標の達成状況	68
第2節 前期の主な取組内容	72
第2章 基本方針と目標	75
第1節 基本方針	75
第2節 目標	77
第3章 基本方針に基づく基本施策	81
基本施策1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進	82
基本施策2 循環的利用の促進	84
基本施策3 適正処理、情報の公開・発信、処理体制の充実	86
第4章 重点取組	90
第5章 関係者の主な役割	91
第1節 排出事業者の役割	91
第2節 処理業者の役割	91
第3節 市民の役割	92
第4節 市の役割	92
第6章 事業計画	93

第 1 部 豊橋市廃棄物総合計画

第1節 策定の趣旨

本市は「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に、530（ゴミゼロ）運動発祥の地として、環境に配慮したまちづくりを推進してきました。

一般廃棄物については、資源化量の拡大を目的としたごみ分別の細分化や、資源回収拠点であるリサイクルステーションの設置、焼却施設から発生するスラグの有効利用など、ごみの減量とリサイクルに努め、最終処分場の負荷軽減を図ってきました。

産業廃棄物については、豊かで安心して暮らせる社会の構築に向け、市民・事業者と連携して、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、適正処理の推進に取り組んできました。

しかし、廃棄物の排出量は依然高い水準で推移しており、廃棄物に関する様々な問題についても引き続き解決していかなければなりません。

一方、国においては、関係法令や制度の整備によって循環型社会の形成や廃棄物の適正処理に向けた取り組みが進められており、その中では、社会状況の変化に対応した市の取り組みが求められています。

このような状況を踏まえ、本市における廃棄物の課題について、総合的かつ効果的に取り組むために、平成23年3月に、本市の廃棄物行政の方向性を示す「豊橋市廃棄物総合計画」を策定しました。

今回の改訂は、計画の前期期間の取り組みやごみ処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、目標や取組の見直しを行うものです。

第2節 基本理念

廃棄物の処理には、多くのエネルギー資源を必要とし、環境にも負荷を与えます。

また、廃棄物処理に対する取り組みにおいては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任をしっかりと意識することが必要です。この三者がごみの減量やリサイクル、適正処理に積極的に取り組むことにより、循環型で安心して暮らすことができるまち「ごみゼロとよはし」を目指し、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そこで、廃棄物に対する取り組みにおける基本理念を、

「あなたが主役 ごみゼロとよはし ～循環・安心のまちを目指して～」

とし、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、廃棄物の発生・排出抑制、リサイクル、適正処理に積極的に取り組むこととします。

第3節 位置付け

本市の最上位計画である「第5次豊橋市総合計画」では、基本理念「ともに生き、ともにつくる」を掲げ、その中で、まちづくりの大綱として「環境を大切にするまちづくり」に取り組むこととしています。また、環境に関する上位計画である「第2次豊橋市環境基本計画」では、「資源を大切に、循環を基調とする社会環境」を環境目標のひとつに掲げ、環境施策を推進していくこととしています。

本計画は、これら上位計画の趣旨に沿い、廃棄物に関する総合的な方向を示す計画として位置付けられるものです。

なお、本計画は、一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理部門及び生活排水処理部門）と産業廃棄物処理基本計画から構成されます。

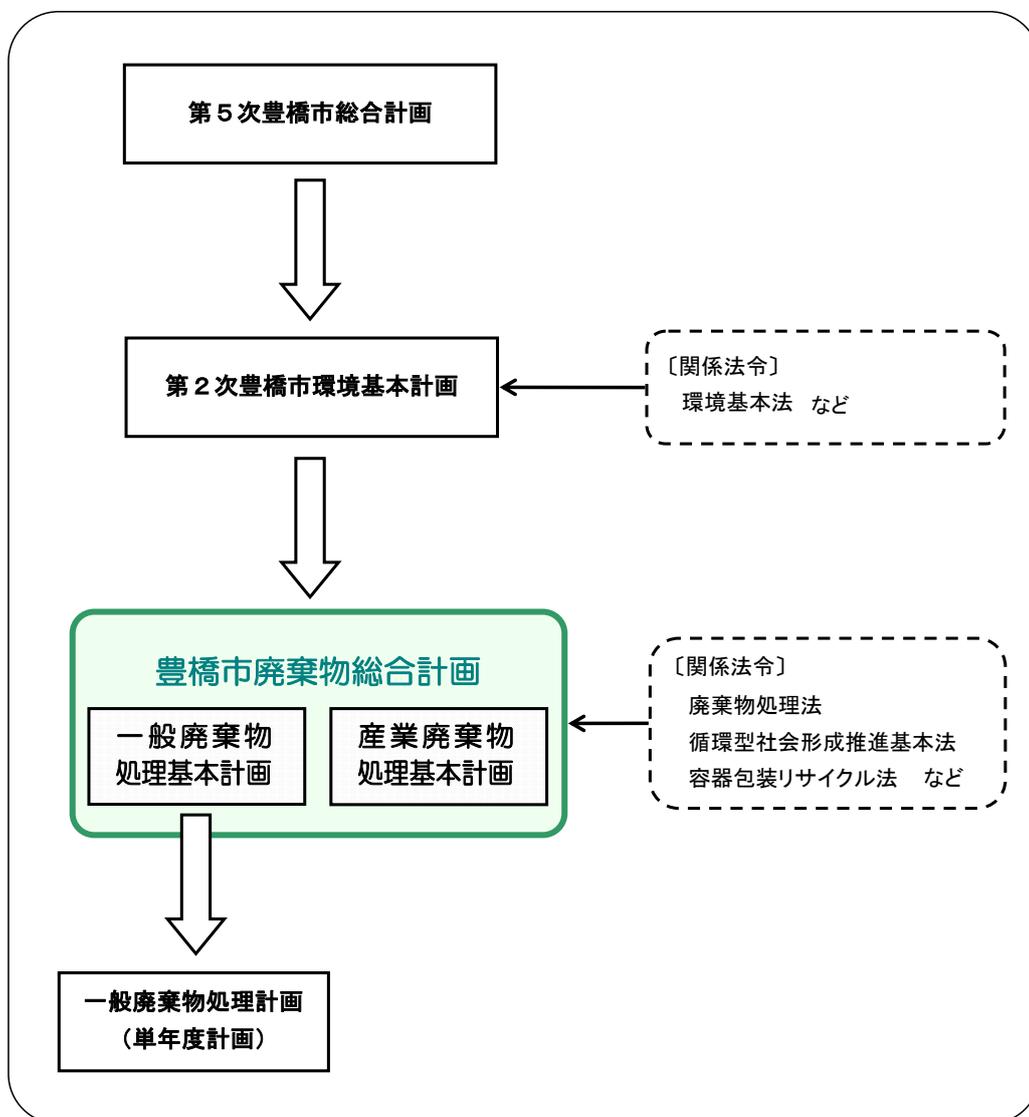


図 1-1: 本計画の位置付け

また、本計画の対象とする廃棄物は、次に示す一般廃棄物及び産業廃棄物です。

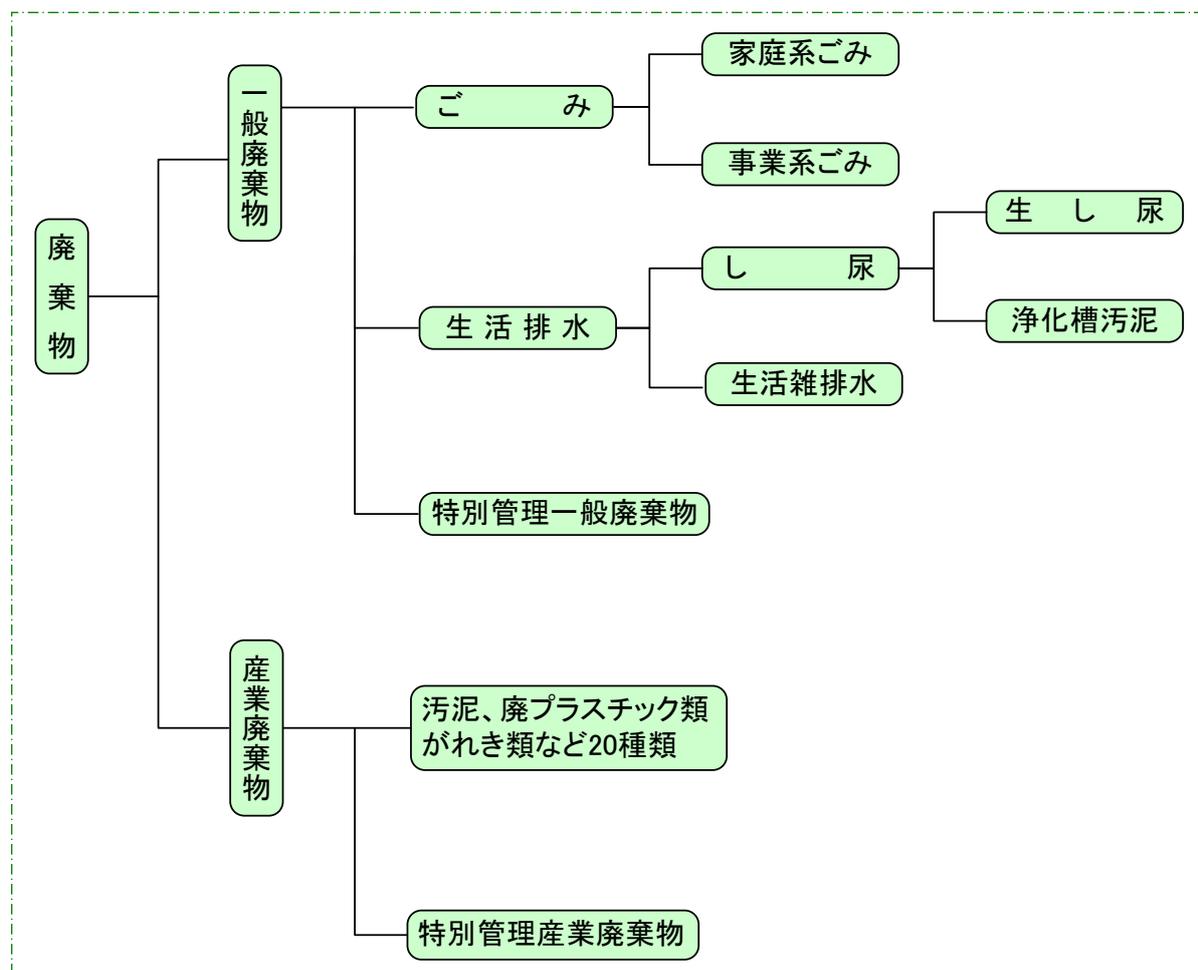


図 1-2: 本計画の対象とする廃棄物

第 4 節 計画期間

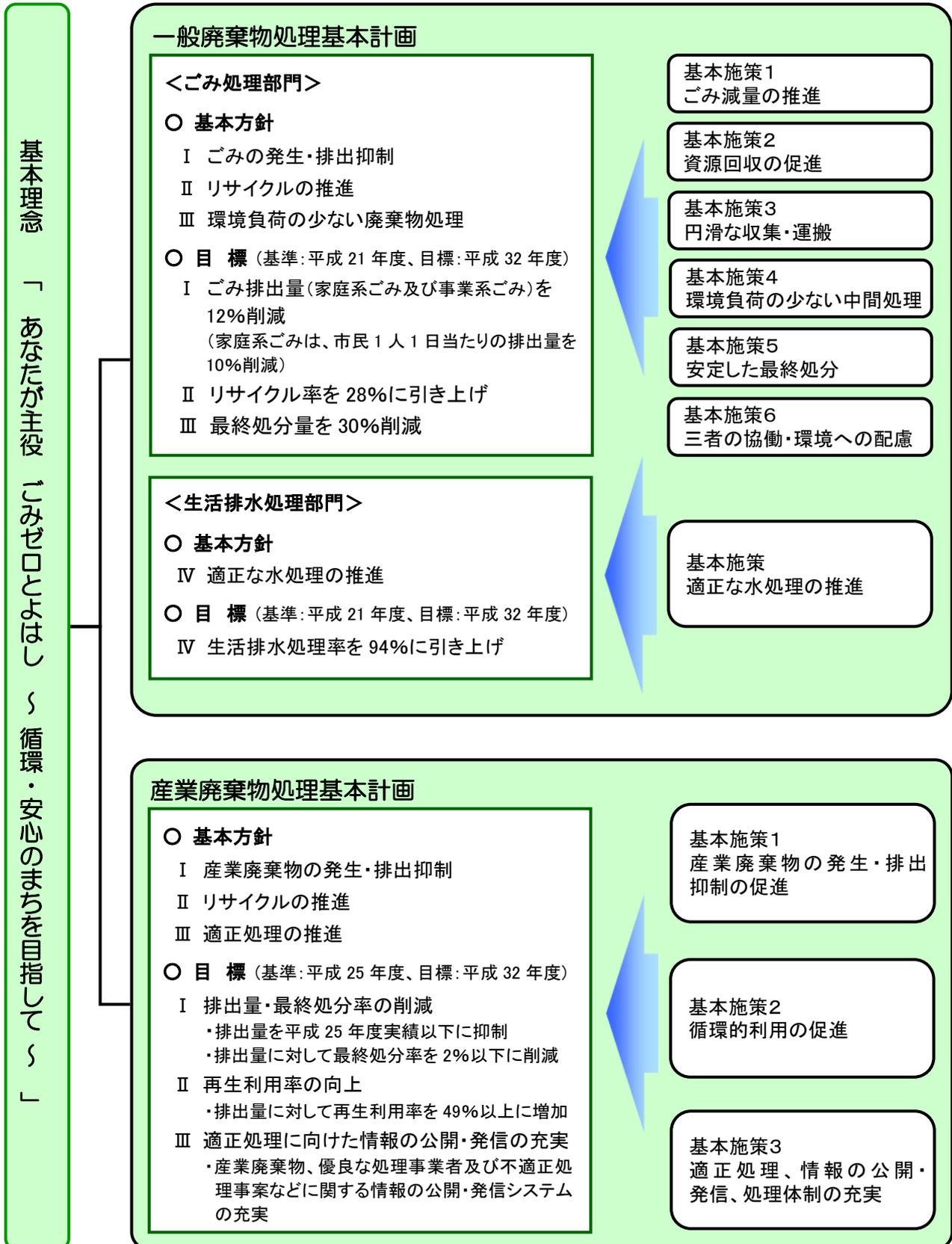
本計画の期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とします。

今回の改訂は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間における目標や取組の見直しを行うものです。

第5節 計画の体系

本計画の体系を次に示します。

豊橋市廃棄物総合計画の体系



第6節 計画の推進

6-1 推進方法

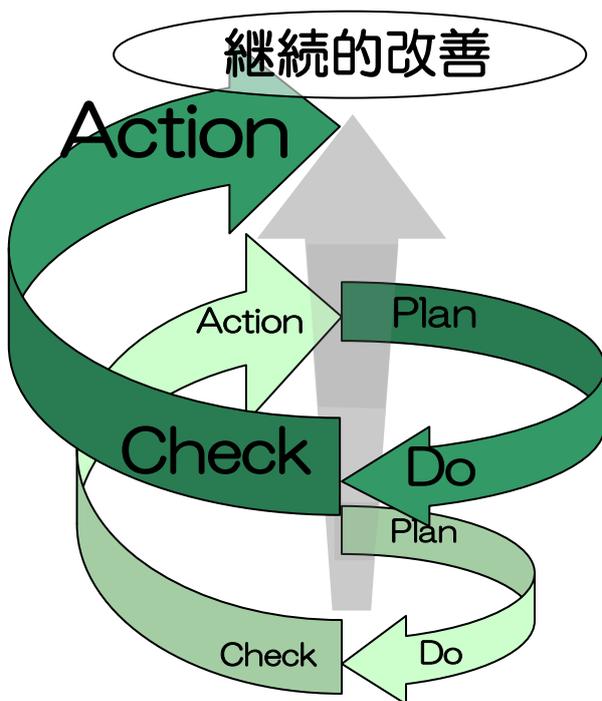
本計画に掲げた目標の達成に向けては、行政はもとより市民、事業者のなお一層の取り組みが必要です。そこで、廃棄物の適正処理を推進するとともに、発生抑制や再生利用の推進について、市民や事業者の理解・協力を求めながら行動を促していくこととします。

こうしたことから、本計画に掲げた基本施策の総合的かつ計画的な推進について「環境審議会」からの助言を得るとともに、「530運動環境協議会」の活動を始めとする市民との協働事業を進め、さらに、市民、事業者などからの意見を反映し計画を推進します。

6-2 進行管理

本計画を効果的・効率的に推進していくために、計画の目的や目標を市民や事業者、関係団体などと共有し、連携を図りながら目標の達成を目指します。

また、それぞれの目標値や具体的取組の進捗状況を随時把握し、それらの進行管理と定期的な点検を通じて、概ね5年を目処に計画全体の評価と見直しを行います。



Plan (計画)	豊橋市廃棄物総合計画において、目標を定めた計画を策定し、概ね5年を目処に改訂する。
Do (実行)	市民・事業者・行政のパートナーシップにより計画を推進する。
Check (点検・評価)	取組内容について点検・評価を行い、環境審議会などで目標に関して報告を行う。
Action (見直し)	定期的に取り組内容を改善する。

第 2 部 一般廃棄物処理基本計画

計画の概要

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき、本市の区域内における一般廃棄物の処理について、基本的事項及び方針を定めたものです。

一般廃棄物処理基本計画

〈ごみ処理部門〉

●基本方針

- I ごみの発生・排出抑制
- II リサイクルの推進
- III 環境負荷の少ない廃棄物処理

●目標（基準：平成 21 年度、目標：平成 32 年度）

- I ごみ排出量（家庭系ごみ及び事業系ごみ）を 12%削減
（市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 10%削減）
- II リサイクル率を 28%に引き上げ
- III 最終処分量を 30%削減

●基本施策

- 1 ごみ減量の推進
- 2 資源回収の促進
- 3 円滑な収集・運搬
- 4 環境負荷の少ない中間処理
- 5 安定した最終処分
- 6 三者の協働・環境への配慮

〈生活排水処理部門〉

●基本方針

- IV 適正な水処理の推進

●目標（基準：平成 21 年度、目標：平成 32 年度）

- IV 生活排水処理率を 94%に引き上げ

●基本施策

- 適正な水処理の推進

〈ごみ処理部門〉

第 1 章 現状の認識

本市では、資源循環型社会の実現を目指して、ごみの分別収集や資源回収拠点の設置、ごみ焼却施設における熱分解・高温燃焼溶融炉の導入により資源化量の拡大を進め、ごみ減量やリサイクルの推進を図ってきました。

これにより、最終処分量は大きく減少してきましたが、一方で、家庭から排出される「もやすごみ」や事業系ごみの減量が進んでいません。

また、リサイクルについても、剪定枝や小型家電の資源化をはじめとする資源化量の拡大に取り組んでいますが、地域資源回収量の減少傾向や、スラッグの需要低下などから、今後リサイクル率は低下していくことが予想されます。

現状のまま推移した場合、将来のごみ排出量は平成 32 年度に約 14 万トンまで減少することが見込まれます。

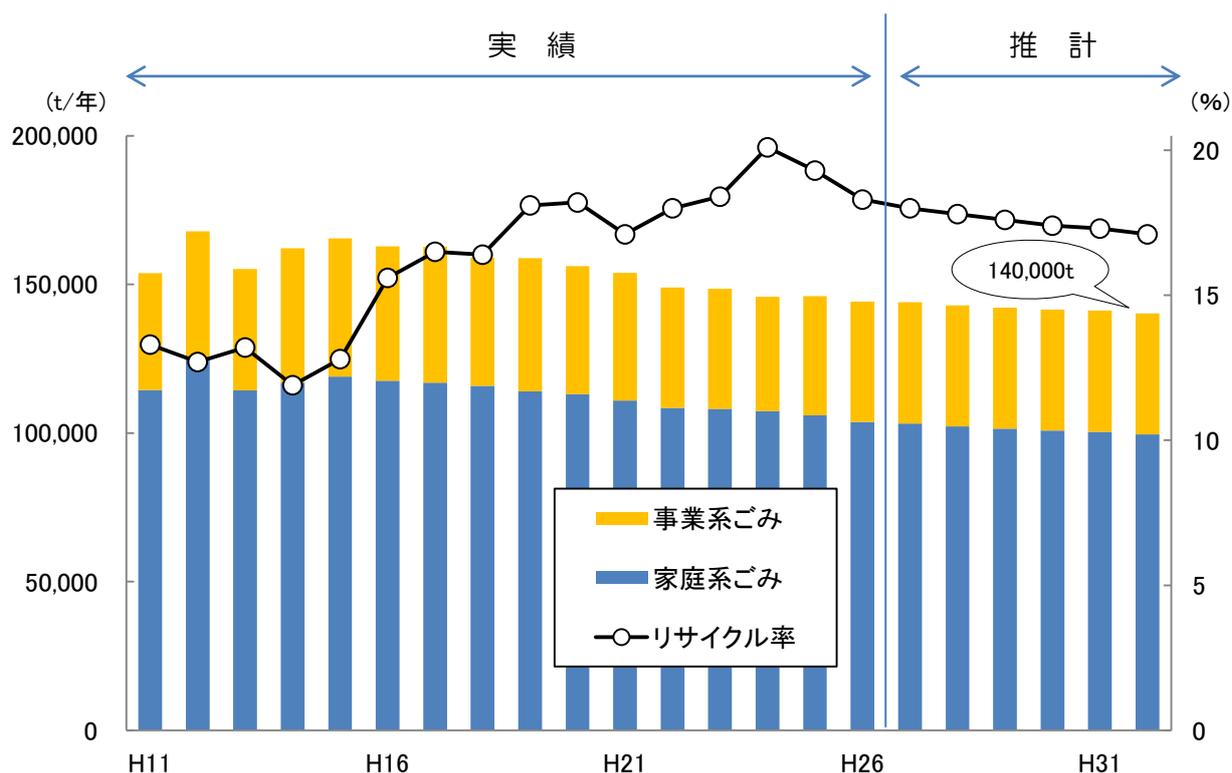


図 2-1: ごみ排出量とリサイクル率の推移と推計 (現状推移の場合)

注 1: 家庭系ごみ = 家庭収集ごみ + 家庭持ち込みごみ + 530ごみ + リサイクルステーション等 + 地域資源回収

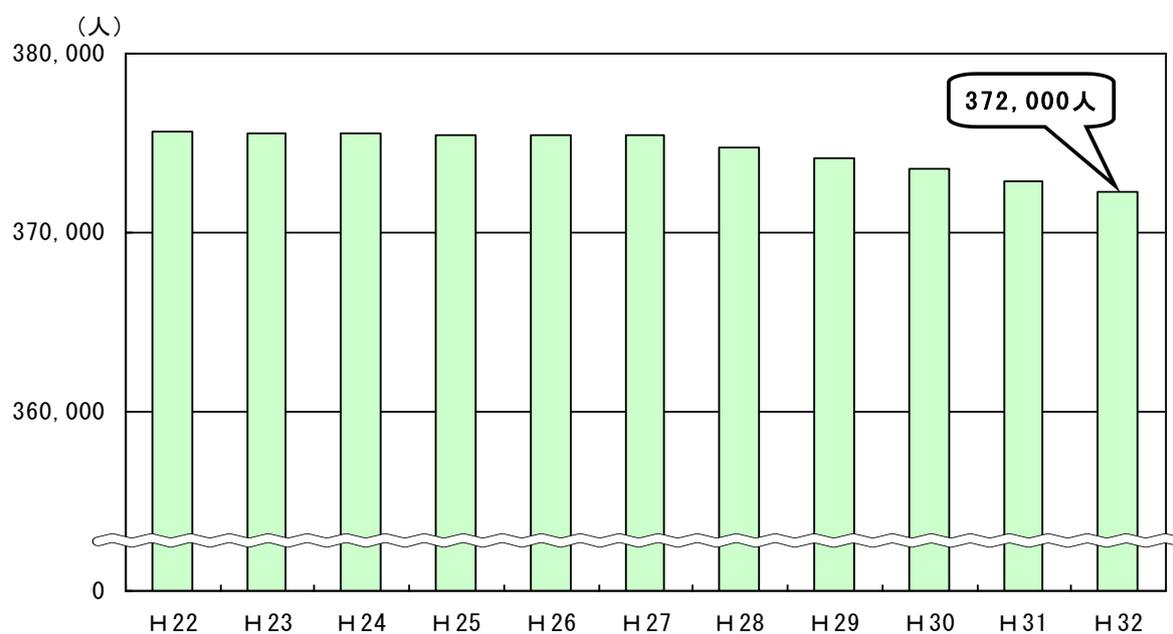
注 2: 事業系ごみ = 事業系一般廃棄物 + 公共廃棄物

注 3: 平成 27 年度以降のごみ排出量は、平成 11 年度から平成 26 年度の実績を基に推計を行いました。

参 考

本市の人口は少子高齢化が進んでおり、今後も減少することが予想されます。

平成 32 年度には概ね 372,000 人になると予想されます。



注:人口の見込みは、豊橋市人口ビジョン(平成 27 年 10 月)を参考にしました。

第1節 目標の達成状況

平成23年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理部門）では、ごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進、環境負荷の少ない廃棄物処理の三つを基本方針として、次のように目標を設定しました。

目 標（基準：平成21年度、目標：平成32年度）

- I ごみ排出量（家庭系ごみ及び事業系ごみ）を10%削減
（家庭系ごみについては、市民1人1日当たりの排出量を7%削減）
- II リサイクル率を28%に引き上げ
- III 最終処分量を21%削減

この目標についての達成状況を次に示します。

表 2-1:平成26年度における目標の達成状況

項 目	平成21年度 実績(基準)	平成26年度 実績	平成32年度 (目標)
ごみ排出量 (家庭系ごみ及び事業系ごみ)	153,893t	144,250t	137,400t
		平成21年度比 6.3%削減	平成21年度比 10%削減
市民1人1日当たりの家庭系ごみ 排出量	790g	750g	727g
		平成21年度比 5.1%削減	平成21年度比 7%削減
リサイクル率	17.1%	18.3%	28%
最終処分量	13,553t	12,122t	10,700t
		平成21年度比 10.6%削減	平成21年度比 21%削減

1-1 ごみ排出量

【当初目標】 ごみ排出量（家庭系ごみ及び事業系ごみ）を 10%削減
 家庭系ごみについては、市民 1 人 1 日当たりの排出量を 7%削減

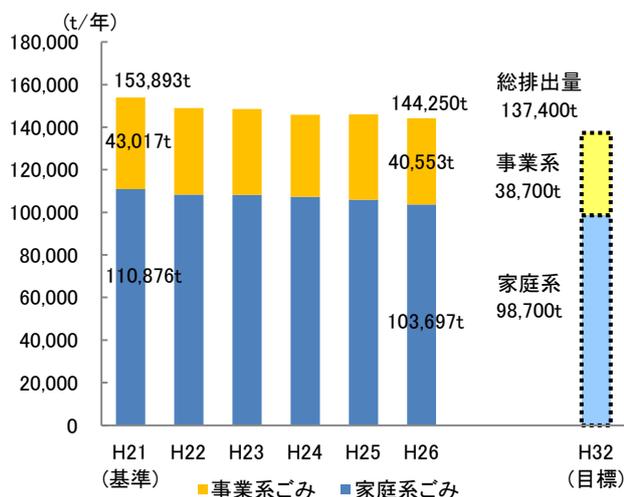


図 2-2: ごみ排出量の推移

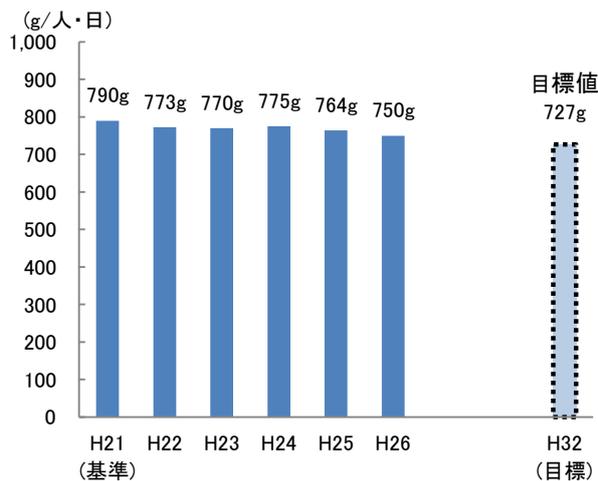


図 2-3: 市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

平成 26 年度におけるごみの総排出量は 144,250 トンで、基準年である平成 21 年度に比べ 6.3%減少しました。(家庭系ごみ排出量: 6.5%減少、事業系ごみ排出量: 5.7%減少)

また、平成 26 年度における市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は 750 グラムで、平成 21 年度に比べて 5.1%減少しました。

ともにこれまでの減少傾向が維持されれば、目標を達成することが見込まれます。

○ 課題

本市のごみ排出量は年々減少しているものの、国や県、中核市の平均と比べると多い状況です。

特に本市は、他都市と比べて可燃系ごみ(もやすごみ) や持ち込みごみの量が多い傾向にあるため、これらのごみの分別徹底と減量化に向けた仕組みを考える必要があります。

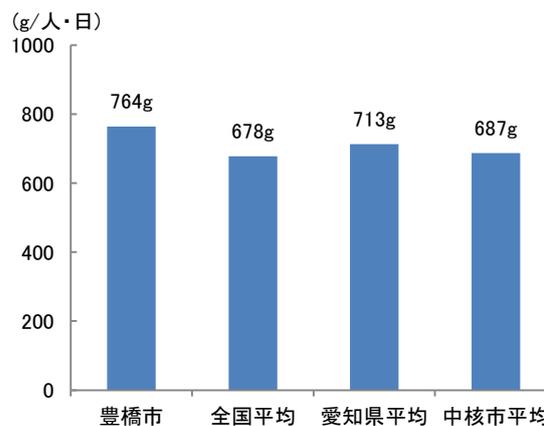


図 2-4: 市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の比較 (H25)

1-2 リサイクル率

【当初目標】リサイクル率を 28%に引き上げ

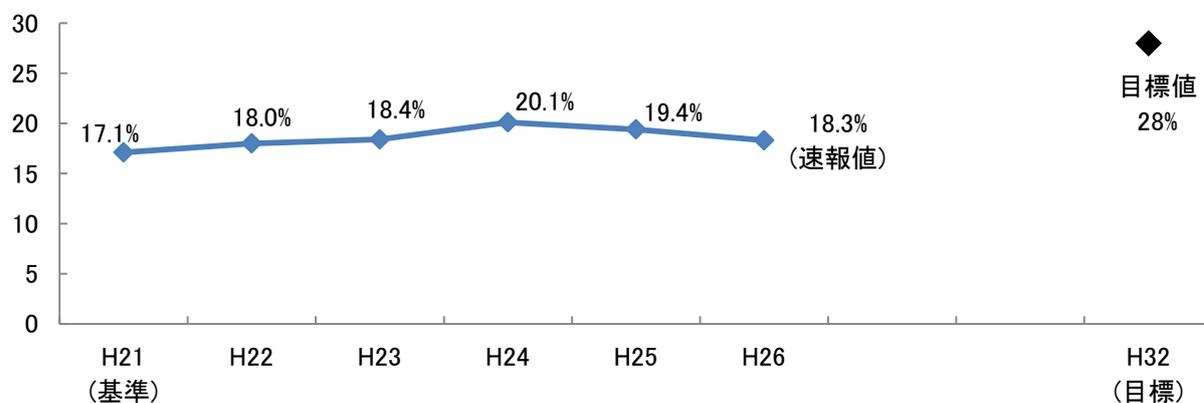


図 2-5:リサイクル率の推移

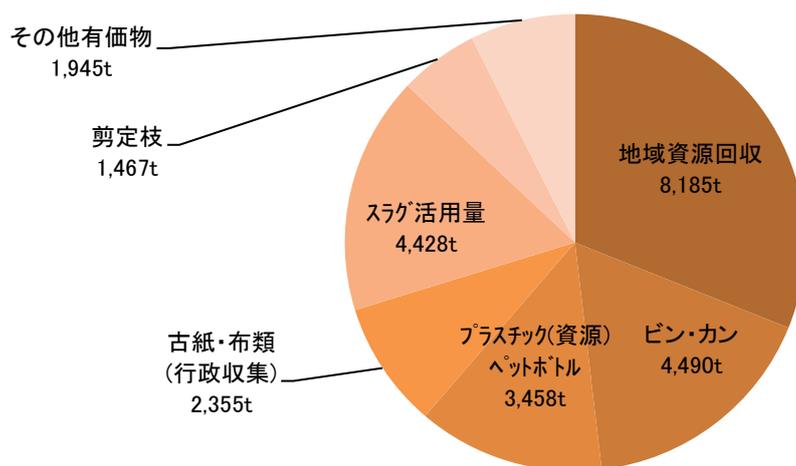


図 2-6: 平成 26 年度の資源化量の内訳 (総量 26,328t)

平成 26 年度におけるリサイクル率(ごみ排出量に対する資源化量の割合)は 18.3%で、基準年である平成 21 年度と比べ 1.2 ポイント増加しました。

しかしながら、平成 24 年度に約 20%まで上昇したリサイクル率はその後低下傾向にあり、現状のままでは目標である 28%への上昇は困難と見込まれます。

本市の資源化量の中で大きな割合を占めるのは、地域資源回収で集められる古紙等の資源と資源化センターでのごみ焼却処理により生成されるスラグですが、地域資源回収量は年々減少傾向にあり、スラグについても、有効利用量は増加していません。

目標を達成するためには、従来の資源物の回収とリサイクルの強化と併せて、新たな資源の掘り起こしに取り組む必要があります。

○ 課題

地域資源回収で回収される古紙の量は、この5年間で約15%減少しました。この背景には、新聞購読世帯の減少や紙製容器包装の減量化といった流通・発生量の減少のほか、地域資源回収に出す機会がない世帯の増加などが考えられます。

古紙をごみステーションで定期的に収集するなど受け皿となる回収方法を検討していますが、古紙のステーション収集を実施すると、地域資源回収で集める古紙の量が減少する可能性があります。行政が関与する古紙回収の拡充に当たっては、既存の回収方法への影響を考慮する必要があります。

表 2-2: 資源化量の推移

項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26
古紙 (地域資源回収)	9,400 t	9,397t	8,955t	8,768t	8,553t	7,994t
古紙 (リサイクルステーション等)	1,567 t	1,649t	1,631t	1,460t	1,289t	1,190t
びん・カン	3,993 t	4,161t	4,052t	4,234t	4,441t	4,490t
プラスチック(資源)	2,705 t	3,339t	2,984t	3,051t	2,852t	2,874t
ペットボトル	679 t	614t	465t	503t	465t	584t
スラグ利用量	4,550 t	4,371t	5,624t	6,432t	5,409t	4,428t
剪定枝	—	—	—	1,371t	1,557t	1,467t
その他	3,353 t	3,104t	3,116t	3,201t	3,657t	3,301t
資源化量合計	26,247 t	26,635t	26,827t	29,020t	28,223t	26,328t

1-3 最終処分量

【当初目標】最終処分量を21%削減

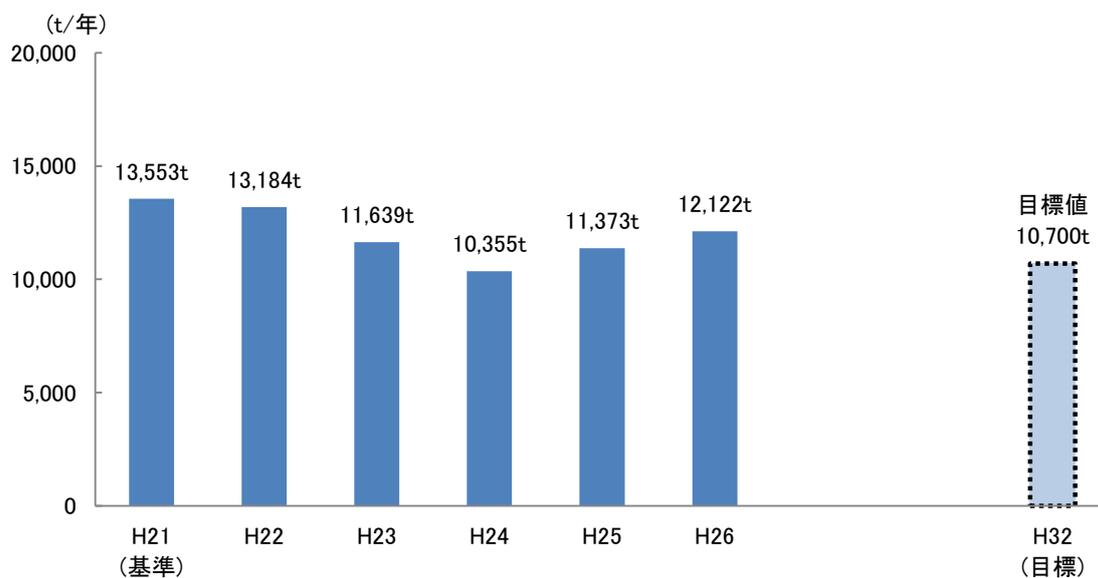


図 2-7: 最終処分量の推移

平成 26 年度における最終処分量は 12,122 トンで、基準年である平成 21 年度に比べて 10.6%減少しました。計画の前期間間においては、一時期は目標を達成していましたが、平成 25 年度以降は増加傾向にあります。

最終的に目標を達成するためには、ごみ排出量の削減や効果的な中間処理など、更なる減量・減容の取り組みが必要です。

○ 課題

この 5 年間のごみの最終処分量は 1 万 2 千トン前後で推移しており、過去最も多かった年（平成 2 年度：121,206 トン）に比べれば、その量は約 10 分の 1 に減少しています。

しかしながら、最終処分場には限りがあり、現在の処分場も平成 38 年度には埋立てを終了する予定です。限りある最終処分場をできるだけ長く、環境負荷を少なくして使っていくためにも、ごみの排出や収集・中間処理段階における減量・減容化に努める必要があります。

第2節 前期の主な取組内容

2-1 ごみ減量の推進（基本施策1）

（1）530市民の育成

ごみの分別クイズをはじめとする幼児対象の環境教育や、ごみ収集車の操作体験を行う小学生対象の訪問授業などを通じて、本市のごみ処理の状況やごみ減量・リサイクルの啓発を行っています。

《平成26年度の実績》

- 幼児環境教育の実施（56園、6,200人）
- 小学校への訪問授業（49校、3,460人）
- 自治会等への出前講座の実施（17件、544人）
- ごみ処理施設見学会の実施（参加者4,736人）

（2）ごみ減量への経済的手法の検討

学識経験者や市民、事業者などの委員からなる、豊橋市ごみ減量推進検討委員会（平成23年7月～平成25年1月）を設置し、レジ袋の有料化や家庭ごみの有料化など経済的手法の検討を行いました。

その結果、有効利用されずに捨てられるレジ袋の削減や省資源・省エネルギーの推進のために、市の主導によるレジ袋有料化に取り組むことを求められました。

また、家庭ごみ有料化については、非常に効果的なごみ減量の手法であるものの、市民に経済的な負担を強いるため、他の施策や啓発を実施した後の最終手段として取り組むべきという提言がされました。

（3）効果的な情報提供の推進

豊橋市ごみ減量推進検討委員会では、豊橋市が抱えるごみの問題や、市の取り組みについてのPRが不十分であるという指摘をされました。

これを受けて市は、定期的な広報特集記事の掲載やごみ減量啓発チラシの全世帯配布、町自治会等を対象とした出前講座の実施などにより、ごみ減量とリサイクルの啓発に取り組んでいます。

《主な啓発》

- 広報とよはしへの定期的な特集記事の掲載（平成 25 年 5 月～）
- ごみ減量・リサイクル啓発チラシの全世帯配布（平成 25 年度）
- 夏休みごみ処理施設見学会の開催（平成 26 年度～）
- ごみ出しメールサービス「ゴミカレ」の開始（平成 26 年度～）

（４）事業系廃棄物の減量・資源化の促進

事業系廃棄物の減量と資源化を促進するために、従来行ってきた減量計画書の提出とともに、平成 26 年度からは事業活動により発生した再利用可能な古紙を無償で持ち込むことができる、事業系古紙リサイクルヤードを、古紙回収事業者の協力の下で開始しました。

《事業系一般廃棄物の再利用率（平成 26 年度）》

- 全体 68.3%
- 紙類 89.3%

2-2 資源回収の促進（基本施策 2）

（１）地域資源回収の活性化

本市では、平成 2 年度から地域資源回収団体奨励金制度を設けて、自治会や小中学校 P T A 等による自主的な資源回収の促進を図ってきました。

平成 25 年度には、新たにアルミ缶とスチール缶回収への従量制の奨励金を設けるとともに、奨励金交付の対象となる団体の枠を広げました。

また、平成 26 年度は、回収量の多い新聞・チラシの奨励金単価を引き上げるとともに、ごみステーションを活用した地域資源回収を紹介するなどして、実施団体の拡大に取り組んでいます。

《平成 26 年度の実績》

- 地域資源回収実施団体数 287 団体
- 資源回収量 8,185 t
- 奨励金額（資源 1kg あたり）

古紙 5 円 布類 5 円 アルミ缶・スチール缶 15 円

(2) 資源ごみのステーション収集の検討

本市においては、新聞紙やダンボールなどの古紙は、地域資源回収やリサイクルステーションなどの資源回収拠点が主な持ち出し先となっており、ごみステーションなどでの定期的な収集は行っていません。

豊橋市ごみ減量推進検討委員会では、地域資源回収への影響に配慮しながらも、古紙の排出機会が少ない市民のために、ごみステーションでの収集を検討するよう提言がされました。

また、ピンカンボックスにより収集を行っているびんやカンについて、ピンカンボックス周辺への環境負荷や抜き取り行為、異物の混入などを考慮し、平成 29 年度からピンカンボックスを廃止して、ごみステーションでの収集に移行することを予定しています。

(3) 希少金属のリサイクル推進

本市では、従来から「こわすごみ」や「大きなごみ」として持ち出された家電製品を、中間処理施設でピックアップ（抜き取り）して、金属資源として再生事業者へ売却していましたが、小型家電リサイクル法（平成 25 年 4 月 1 日施行）を受け、対象品目の拡大と収集拠点の拡充を図っています。

《平成 26 年度の実績》

- 小型家電回収量 491 t
(中間処理施設でのピックアップ386 t、ごみステーションでの回収98 t、
拠点収集等7 t)
- 回収拠点 19 箇所（市役所、窓口センター、図書館等の市施設）
- 小型家電売却益 4,745,269 円

(4) 剪定枝のリサイクル推進

平成 24 年度より、資源化センターに持ち込まれて、それまで焼却処理し、サーマルリサイクルしていた剪定枝をチップ化し、公園等の覆土材（マルチング）や堆肥の原料、家畜糞尿の水分調整剤として再利用しています。

《平成 26 年度の実績》

- 剪定枝資源化量 1,467 t

2-3 円滑な収集・運搬（基本施策3）

（1）資源ごみの持ち去り（抜き取り）対策

ごみステーションやビンカンボックスからの資源物の持ち去りは、周辺的生活環境への悪影響や、近隣住民と持ち去り行為者とのトラブル等、様々な問題をもたらします。

市は、資源ごみの持ち去りを禁止する条例（平成25年10月施行）を定めて、罰則の適用も含めて持ち去り行為に対して注意喚起を行っています。

《平成26年度の実績》

- 指導回数 延べ275回、108人
- 告発件数 2件、2人

2-4 環境負荷の少ない中間処理（基本施策4）

（1）広域ごみ処理への取り組み

ごみ処理における環境負荷の低減やリサイクルの効率化、ごみ処理コストの低減などに市域を越えて取り組むため、豊橋田原ごみ処理広域化計画を平成26年3月に策定しました。

今後、ごみ処理施設の更新に合わせて、田原市との共同ごみ処理に取り組めます。

2-5 安定した最終処分（基本施策5）

（1）最終処分場周辺の環境対策

最終処分場から発生する浸出水及びガスについて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいた排出基準に適合するよう、周辺環境の保全を図っています。

2-6 三者の協働・環境への配慮（基本施策6）

（1）530運動の推進

本市では、毎年春と秋に全市一斉の地域清掃活動に取り組んでいます。自治会が行う清掃活動の他にも、530運動環境協議会が主となって、駅前や公園、干潟などで清掃活動（クリーンアップ大作戦）を行っています。

《平成 26 年度の実績》

- 530運動実践活動の参加団体 約 700 団体
- クリーンアップ大作戦 4 回実施、959 人参加

(2) 市民参加型のイベント開催

530運動環境協議会の会員企業等が出展するイベント「530のまち環境フェスタ」や、市のごみ処理を親子で学ぶ「エコキッズサーキット」等のイベントを通じて、ごみ減量やリサイクルについての啓発を行っています。

また平成 27 年度には、530運動 40 周年の取り組みの一環として、「まちなか歩行者天国」へのブース出展を行いました。

(3) 次世代自動車の普及

ごみ収集における温室効果ガスの排出抑制と地球温暖化防止対策を積極的に展開するため、地球にやさしい自動車であるハイブリッド収集車への更新に取り組んでいます。

《ハイブリッド収集車への更新状況》

- 平成 23 年度以降、10 台更新

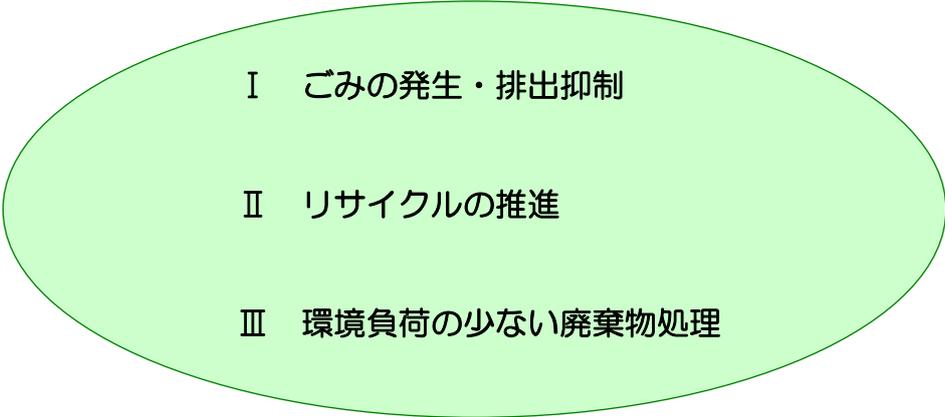
第 2 章 基本方針と目標

第 1 節 基本方針

資源循環型社会の実現にあたり、引き続きごみ減量とリサイクルを継続していく必要があります。市民のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえ、市民・事業者・行政の協働のもと、ごみの発生から処分までの各段階において、従来の取り組みの徹底と、新たな取り組みへの挑戦が求められています。

そこで、ごみ処理における基本方針を次のとおり定めます。

＜基本方針＞

- 
- I ごみの発生・排出抑制
 - II リサイクルの推進
 - III 環境負荷の少ない廃棄物処理

基本方針Ⅰ：ごみの発生・排出抑制

資源循環型社会を実現するためには、第一に、発生するごみの量をできる限り少なくすること（リデュース）が必要です。市民・事業者の一人ひとりが環境に配慮した意識を持って行動することで、排出されるごみの量をできるだけ減らすまちづくりを目指します。

基本方針Ⅱ：リサイクルの推進

リサイクルを推進するためには、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割と責務を果たすとともに、相互の連携を図って行動する必要があります。三者による適正な役割分担と協働を図ることで、資源を有効活用するまちづくりを目指します。

基本方針Ⅲ：環境負荷の少ない廃棄物処理

廃棄物の処理にあたっては、多くのエネルギーが必要であり、その際には地球温暖化の要因となる二酸化炭素をはじめ、環境負荷を与える物質が発生します。それらの影響をできる限り軽減するとともに、安定した廃棄物の最終処分へつなげます。

第2節 目標

基本方針に基づき、次の3項目について目標を設定します。

- I ごみ排出量
- II リサイクル率
- III 最終処分量

2-1 ごみ排出量

現状のまま推移した場合、ごみ排出量は減少していくものの、市民1人1日当たりのごみ排出量は、県内自治体や類似都市平均と比べ多い傾向にあります。

家庭や事業所への啓発などを通じ、更なるごみの減量を目指し、平成32年度におけるごみ排出量に関する目標を次のとおり定めます。

目標

ごみ排出量（家庭系ごみ及び事業系ごみ）を平成21年度に比べ、12%削減

→ 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を10%削減

注：ごみ排出量は、ごみ総排出量（市関与ごみ量＋地域資源回収量）から災害廃棄物と市関与産業廃棄物を除いたものです。

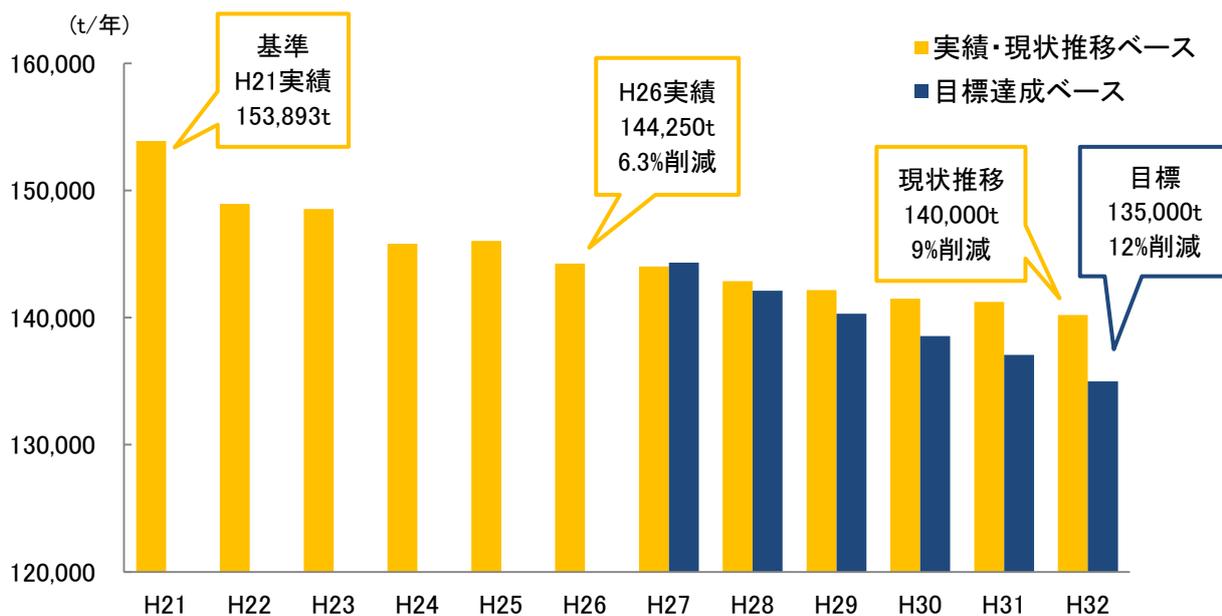


図 2-8:ごみ排出量の推移と推計(平成27年度以降は推計)

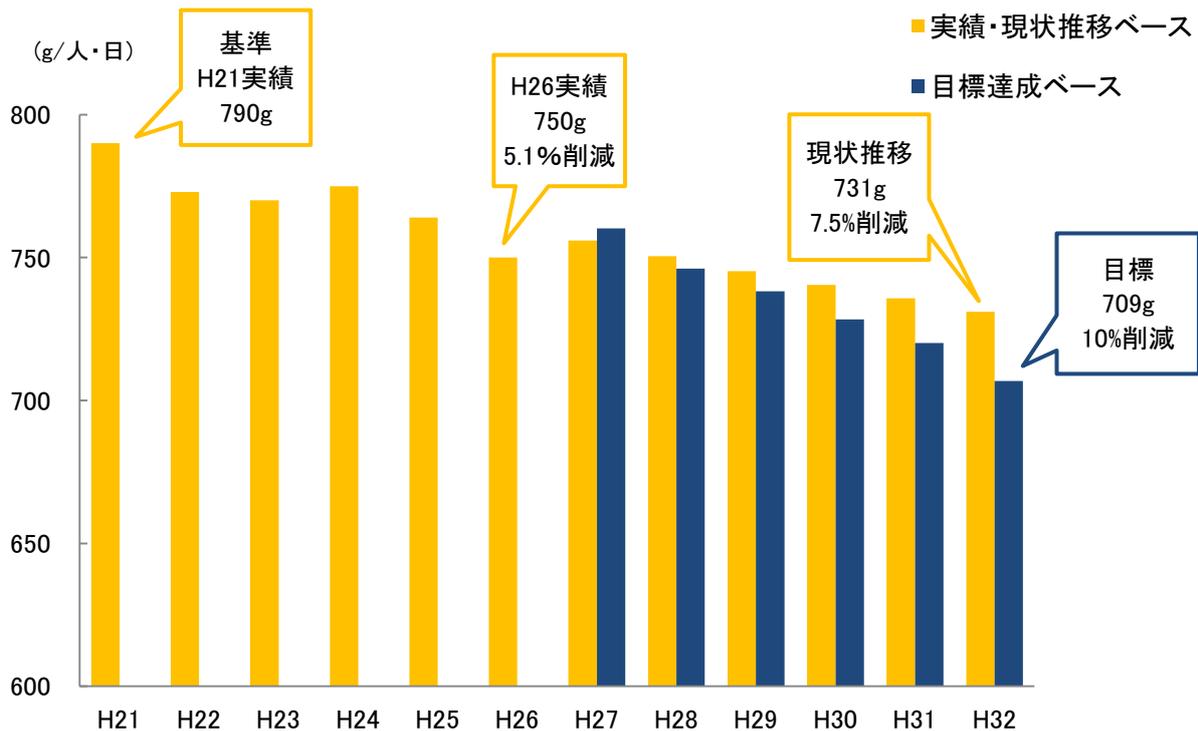


図 2-9: 市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推移と推計(平成 27 年度以降は推計)

目標値設定の考え方

本市のごみ排出量(家庭系ごみ及び事業系ごみ)は、過去 5 年間で約 1 万トン減少しました。現状のまま推移すると、平成 32 年度には平成 21 年度比で 9%、約 4 千トン減の 14 万トンまで減少することが予想されます。

しかしながら、本市のごみ排出量は他都市と比べて多いことを考慮すると、現状推移以上にごみ減量に努めなければなりません。

そこで、次の取り組みにより、ごみ排出量の削減目標(平成 21 年度に対する平成 32 年度のごみ排出量削減の割合)を、現状推移よりも更に 3 ポイント上乗せした 12%と定めます。

【目標達成に向けた主な取り組み】

- ・ 生ごみの水切り徹底の周知啓発
- ・ ごみ処理手数料の見直しによる、事業系ごみの減量化促進
- ・ 事業系古紙リサイクルヤードの活用による、事業系古紙の削減
- ・ 事業系ごみの搬入検査の強化

2-2 リサイクル率

限りある資源を有効に利用するという考えのもと、市民・事業者・行政が協力し、リサイクル率の向上を図ります。

平成 32 年度におけるリサイクル率に関する目標を次のとおり定めます。

目標

ごみのリサイクル率を 28% に引き上げ

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源化量}}{\text{ごみ排出量}}$$

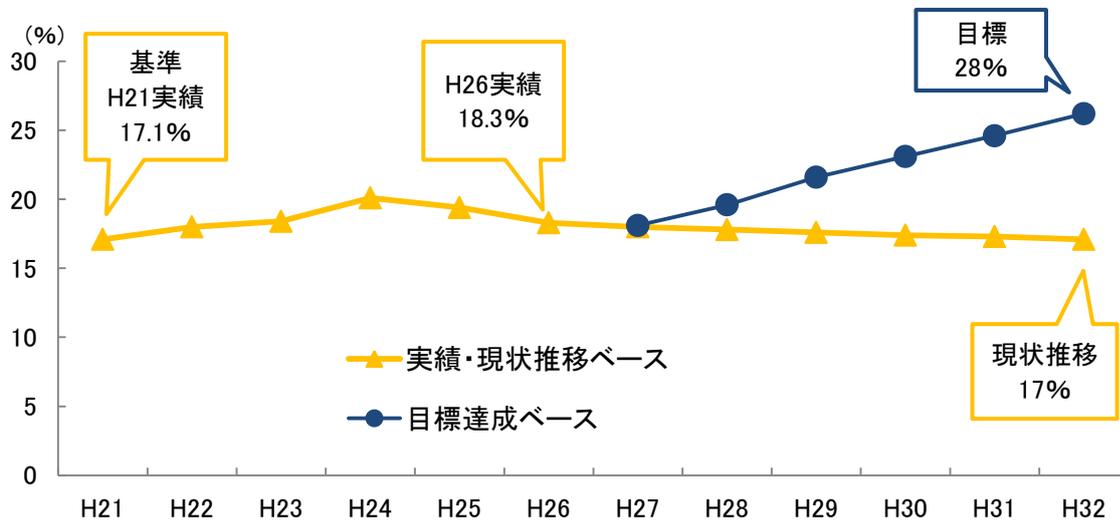


図 2-10: リサイクル率の推移と推計(平成 27 年度以降は推計)

目標値設定の考え方

「もやすごみ」や「こわすごみ」には古紙などの資源が多く混入しており、それらはごみとして処理されています。

資源の回収と有効活用を積極的に推進するために、次の考え方の下、計画前期に掲げたリサイクル率の目標値 28% を後期も引き継ぐこととします。

- ・ 現在「もやすごみ」に含まれている古紙等の約 50% を資源として回収し、リサイクルします。
- ・ 地域資源回収による古紙の量や、資源化センターで発生するスラグ利用量を、平成 26 年度と同等量に維持します。
- ・ 生ごみやし尿・浄化槽汚泥をバイオマス資源として利活用します。

【目標達成に向けた主な取り組み】

- ・ ごみステーションを活用した地域資源回収の普及
- ・ 古紙のごみステーションでの収集検討
- ・ 指定ごみ袋制度の導入による、資源ごみの分別徹底
- ・ スラグの有効利用の拡大
- ・ 生ごみの分別収集とバイオマス資源としての活用

2-3 最終処分量

様々な減容処理を経た後、最終的に残ったごみは最終処分場で埋立処分されます。環境負荷の低減や処分場の延命化などを図るため、最終処分量を減らす必要があります。

平成 32 年度における最終処分量に関する目標を次のとおり定めます。

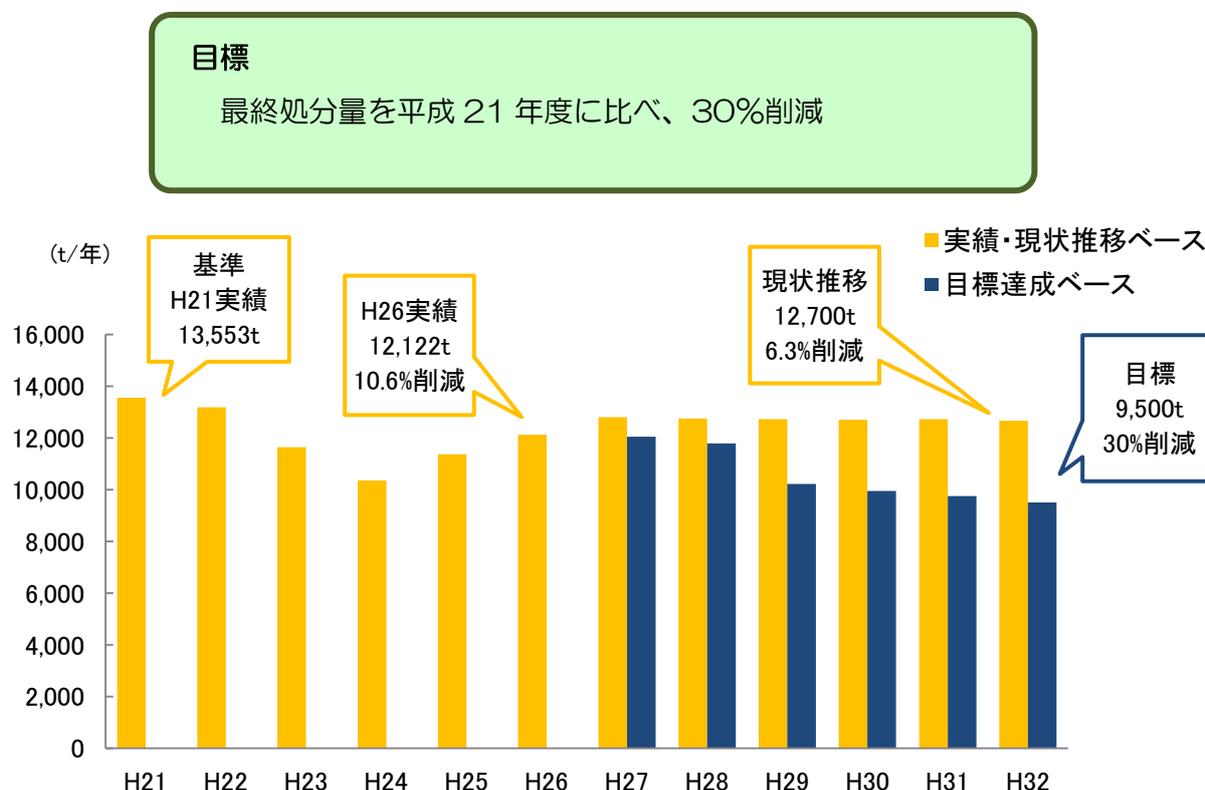


図 2-11: 最終処分量の推移と推計(平成 27 年度以降は推計)

目標値設定の考え方

現在、埋立処分されているごみの大半は、ごみ処理施設から発生する脱塩残渣(ごみ焼却時に発生するリサイクルできない残りくず)等のごみ処理残渣です。

前述のごみ減量やリサイクルの目標が達成された場合、埋立処理される脱塩残渣の量は約 30%削減され、最終処分量も平成 32 年度において平成 21 年度比 30%減の 9,500 トンになると見込まれます。

ごみの減量や分別徹底によるごみ焼却処理量の削減、ごみ処理残渣の削減に努めると同時に、すでに埋め立てられたごみの掘り起こしによる減容化に取り組むことで、埋立処分場の残余年数の確保に努めます。

【目標達成に向けた主な取り組み】

- ・ ごみの減量や分別徹底、バイオマス資源利活用によるごみの焼却処理量とごみ処理残渣の削減
- ・ スラッグの有効利用の拡大による、最終処分量の削減

目標値に関する数値を、次に示します。

表 2-3: 目標値に関する数値一覧

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度	平成 32 年度	
	基準	実績	見直し前の目標値	見直し後の目標値
ごみ排出量	153,893 t	144,250 t	10%削減 (137,400 t)	12%削減 (135,000 t) 参考：平成 26 年度比 6.4%削減
家庭系ごみ排出量	110,876 t	103,697 t	10%削減 (98,700 t)	13%削減 (96,500 t)
市民 1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	790 g	750 g	7%削減 (727 g)	10%削減 (709 g) 参考：平成 26 年度比 5.5%削減
事業系ごみ排出量	43,017 t	40,553 t	10%削減 (38,500t)	11%削減 (38,500t)
リサイクル率	17.1%	18.3%	28%	28%
最終処分量	13,553 t	12,122 t	21%削減 (10,700 t)	30%削減 (9,500 t) 参考：平成 26 年度比 21.6%

注 1: 目標値の設定に当たっては、災害廃棄物と市関与産業廃棄物を除外しました。

注 2: 色付きの部分が目標値として設定した項目です。

参考：国及び愛知県の計画目標

計 画 名	基準年度	目標年度	目 標（現状に対して）
廃棄物処理法に基づく 基本方針（国）※1	平成 19 年度	平成 27 年度	排 出 量 約 5%削減 再生利用量 約 25%に増加 最終処分量 約 22%削減
循環型社会形成 推進基本計画（国）※2	平成 12 年度	平成 32 年度	1 人 1 日当たりのごみ排出量 約 25%削減 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量 約 25%削減 事業系ごみ総量 約 35%削減
愛知県廃棄物処理計画	平成 20 年度	平成 28 年度	処理しなければならないごみの 一人一日当たりの量※3 約 720 g 再生利用量の割合 約 26% 最終処分量 約 23%削減

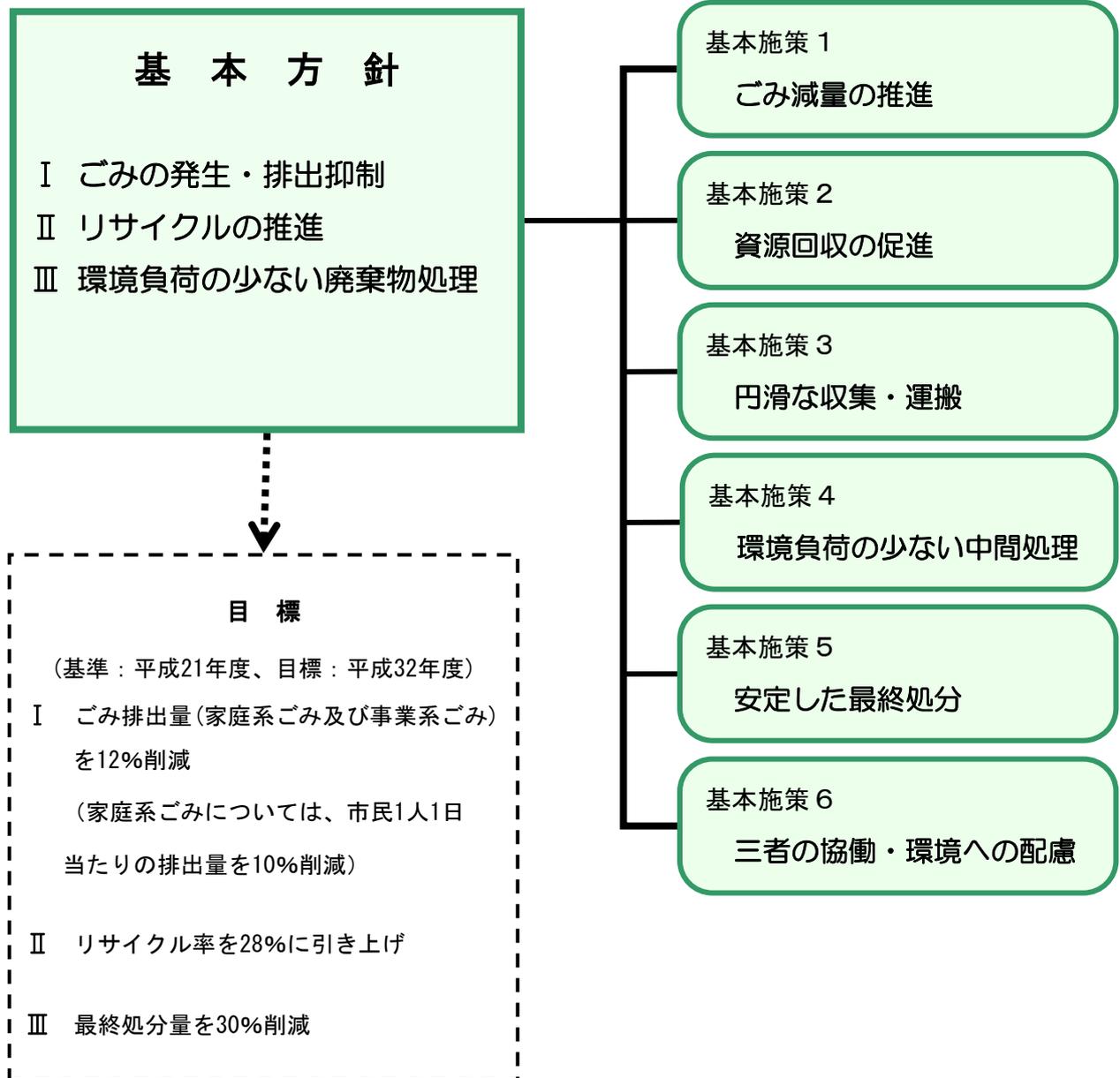
※1 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
(平成 22 年 12 月 20 日環境省告示第 130 号)

※2 循環型社会形成推進基本法に基づき国が策定した計画(平成 20 年 3 月)

※3 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量: 一般廃棄物の総排出量から、資源ごみ量と集団回収量を
差し引いて、一人一日当たりに換算したもの

第3章 基本方針に基づく基本施策

前章で掲げた基本方針に基づき、目標を達成するために次のとおり基本施策を定めます。



基本施策1 ごみ減量の推進

課 題

・ ごみに対する意識の向上

環境意識の高まりにより、ごみの減量やリサイクルへの関心も高まっていますが、市民全体までは広まっておらず、ごみに対する関心の低い人の意識を高めるための広報啓発を実施する必要があります。

ごみの排出方法や減量に関する知識、情報の提供を充実するとともに、「ごみになるものは購入しない」といった、ごみの発生段階での抑制実施についても呼びかける必要があります。

・ ごみ排出量の抑制

本市のごみ排出量は減少傾向にあるものの、市民1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ及び事業系ごみ）を比較すると、愛知県平均 970g^{*}、中核市平均 1,004g^{*}に対し、本市は 1,049g^{*}であり、引き続き減量に努める必要があります。

今後更なる排出抑制に努め、市民・事業者に対し広報啓発活動などを推進するとともに、新たな排出抑制策の導入が必要です。

※平成 25 年度一般廃棄物処理事業実態調査より

・ 経済的手法の導入

ごみ排出量の削減、負担の公平化などを目的に、ごみの排出量に応じて費用負担を求める手法の検討・導入が全国的に進められています。本市においても、経済的手法の導入を検討する必要があります。

・ 事業系ごみの分別排出の徹底

事業系ごみは毎年約4万トン排出されており、本市のごみ排出量の約3割を占めています。また、事業系ごみには資源物である古紙の混入が見られます。

事業者を対象としたアンケート調査では、ごみ減量やリサイクルについての先進的な情報を求める意見が寄せられていることから、これらの情報の充実により分別排出の徹底を図り、事業者自らによるごみの資源化を推進する必要があります。

具体的取組

・ 530運動環境協議会の活用

530運動環境協議会による530実践活動や幼児環境教育など、ごみゼロ社会実現のための意識向上を図るための啓発を進めます。

・ 530市民の育成

環境教育や出前講座、啓発活動などを行うことにより、ごみ分別や減量・リサイクルについて深い知識を持ち、積極的に行動することができる530市民の育成に取り組みます。

- ① 幼稚園・保育園、学校における環境教育の充実
- ② 清掃施設見学会の充実やリサイクルプラザにおける体験学習・研修の実施
- ③ 自治会・市民団体などを対象にした出前講座の実施

・ ごみ減量への経済的手法の検討

ごみ減量と適正な分別排出の徹底、廃棄物処理にかかる市民の意識啓発を図るため、新たな経済的手法の導入の検討と、既存の制度の適正化に取り組みます。

① ごみ減量・費用負担公平化の検討

家庭収集ごみの有料化や資源化センターへ自己搬入される家庭ごみの有料化などを検討します。

また、スーパーなどで配布されるレジ袋について、事業者等と削減に関する協定を締結するなどして、利用者に必要以上のレジ袋をもらわないよう促します。

② ごみ収集・処理手数料の見直し

大きなごみの収集手数料や、事業所から発生するごみを資源化センターや埋立処分場に搬入する際に課している手数料について、ごみ処理原価に基づく適正な料金設定に努めます。

・ 生ごみ減量の推進

家庭から発生する「もやすごみ」の排出量削減を図るため、割合の高い生ごみの減量を推進します。

① 生ごみ減量容器購入補助事業の推進

生ごみ減量容器の購入により、家庭からの生ごみの排出抑制と資源化を図ります。また、手作りコンポスターなど、その他の生ごみ処理方法についてもPRを行います。

② 家庭におけるエコ・クッキングの普及促進

食材を無駄なく使うなど、家庭の台所から発生するごみの量を少なくする実践行動「エコ・クッキング」の普及を促進します。

③ 生ごみの水切りの啓発

「もやすごみ」の約 4 割を占める生ごみは水分の割合が高く、水切りは身近で有効なごみ減量対策です。三角コーナーなどの利用による水切りの徹底を啓発することにより、生ごみの減量を図ります。

・ **効果的な情報提供の推進〈拡充〉**

様々な市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供するために、ホームページや広報などの充実を図り効果的な情報提供に努めるとともに、ごみ出しメールサービスなど、新たな情報ツールや情報内容の拡充を行います。

- ① 身近で出来るごみ減量やリサイクルに役立つ情報の提供
- ② ごみに無関心な市民が興味を持つような情報の検討
- ③ 市民がアクセスしやすい情報ツールと情報内容の充実

・ **エコショップ制度の推進**

ごみ減量化・リサイクルなどに積極的に取り組む店舗を「豊橋市ごみ減量リサイクル推進店（エコショップ）」として認定します。また、先進的な取り組みを行っている店舗を広報などを通じて広く PR し、事業者のエコに対する取り組みの促進と、市民のエコショップ利用を呼びかけます。

・ **事業系一般廃棄物の減量計画と指導強化**

「事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書」に関して、計画策定を義務づけられている一定規模以上の事業者に対して、廃棄物の減量目標値や個別のごみ減量方法などを記したマニュアルを配布し、策定支援や指導にあたります。

- **事業系ごみの減量・資源化の促進〈拡充〉**

本市のごみ排出量の約3割を占める事業系ごみについて、減量・資源化の促進と適正排出の徹底を図ります。

- ① 古紙の分別・資源化の促進と回収システム構築の支援

- 事業系ごみの大きな割合を占める紙ごみについて、古紙として自己搬入できる事業系古紙リサイクルヤード等民間の回収ルートによる資源化を促進します。

- ② 事業系ごみの搬入検査の強化

- 資源化センターに搬入される事業系ごみの搬入検査を強化し、再生利用できる古紙などの搬入規制を検討します。

- ③ 紙ごみの発生抑制

- 紙ごみの発生を抑制するために、書類の電子化と古紙の再生利用を呼びかけます。

- ④ 事業系ごみの適正処理の徹底

- ごみステーションへの事業系ごみの不適正排出を抑制するために、「事業系ごみガイドブック」を作成し、事業者へ配布することで、事業系ごみの分別や適正処理の徹底を図ります。また、事業系ごみの収集・処理状況などの現状把握を行い、適切な分別・持ち出し方法の検討を進めます。

- **拡大生産者責任の徹底**

拡大生産者責任は、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うもので、資源循環型社会の形成を進める上で大変重要な考え方です。

ごみ減量やリサイクルが円滑に行われるシステムの構築が必要との認識から、プラスチック製容器包装以外のプラスチックなど、新たな素材についても拡大生産者責任の適応をあらゆる機会を利用して国や産業界に働きかけていきます。

- **業者の自主回収の促進**

読み終わった新聞や広告、食品トレイなど、資源として回収・再生利用可能なものについて、製造・販売・流通業者による自主回収・リサイクル促進に取り組みます。

- **産業界などの自主回収に関する情報提供**

不用となったパソコン、自動二輪車、消火器などは、製造事業者により回収が進められ、リサイクルされています。このような業界独自の回収が促進されるよう、市民に対して情報提供に努めます。

基本施策2 資源回収の促進

課題

・ リサイクル率の向上

本市のリサイクル率は、愛知県平均 22.7%、中核市平均 19.6%※と比較すると、本市は 19.4%※であり、低い値となっています。

ごみの収集から最終処分までのあらゆる過程において、今後更なる資源化を推進する必要があります。

※平成 25 年度一般廃棄物処理事業実態調査より

具体的取組

・ 地域資源回収の活性化〈拡充〉

資源回収の活性化やごみの資源化を推進するため、古紙や布類等を回収した団体に対して奨励金を交付しています。今後も、対象品目の選定や交付額の検討を進めるとともに、効率的な資源の回収方法を自治会に提案するなどして、地域資源回収の活性化を図ります。

・ 資源回収拠点の充実〈拡充〉

現在、リサイクルステーションや環境センターで家庭から出る古紙・布類を受け入れています。また、古紙を無償で持ち込むことができる古紙リサイクルヤードを古紙回収業者の協力により実施しています。今後も市民が日常的に利用できるように、効率的・合理的な資源回収方法の検討と資源回収拠点の充実を図ります。

・ 古紙・布類のリサイクル推進

現在、古紙はリサイクルステーション等と地域資源回収で、布類はこれらに加えごみステーションでの収集を行っています。引き続き適正分別の徹底を図るとともに、地域資源回収などの積極的利用を呼びかけることで、リサイクルの推進に努めます。

・ 資源ごみのステーション収集の検討

びん・カンの収集を専用回収容器による収集から、ごみステーションでの収集に移行します。古紙については、市民の利便性や現行の収集体制と比較しながら、ごみステーションにおける収集について検討を行います。

- **ペットボトルのリサイクル推進**

ごみステーションでの収集により引き続き適正分別の徹底を図るとともに、収集したペットボトルの効率的なリサイクルの推進に取り組みます。

- **プラスチックのリサイクル推進**

プラスチック製容器包装の再商品化を推進するため、分別の徹底を呼びかけることで再商品化率の向上を図ります。

- **食用油のリサイクル推進**

家庭で不用になった食用油をリサイクルすることを目的に、リサイクルステーションで回収を行っています。市民に広くPRし、回収の促進に努めます。

- **家具類のリサイクル推進**

戸別収集、直接搬入で「大きなごみ」として収集された家具などを補修し、再生品として展示販売をすることで、リサイクルに対する市民意識の向上を図ります。

- **スラグの有効利用〈拡充〉**

焼却施設1・2号炉から発生するスラグの品質確保と安定的な供給に努め、事業者等への積極的な利用の促進を図ります。

- **希少金属のリサイクル推進〈拡充〉**

小型家電リサイクル法の施行に伴い、家庭から排出される携帯電話やデジタルカメラなどの拠点回収により、引き続きリサイクルの推進に努めます。

- **剪定枝のリサイクル推進**

資源化センターに持ち込まれる剪定枝の資源化を図るため、リサイクル施設を整備し、安定した製品の供給と需要先の確保を図り、リサイクルを推進します。

- **生ごみ、し尿・浄化槽汚泥の有効活用〈新規〉**

これまで、資源化センターで焼却処理されていた生ごみを、新たに「資源」として位置付け、中島処理場内に整備を進めているバイオマス資源利活用施設において、し尿・浄化槽汚泥及び下水道汚泥とともにメタン発酵処理し、発電を行うことで資源の有効活用を図ります。

基本施策3 円滑な収集・運搬

課題

・ ごみ分別・ごみ出しマナーの徹底

「もやすごみ」に古紙が、「こわすごみ」にびん・カンが混入しているなど、ごみが適正に分別されていなかったり、ダンボール箱など中身が見えない入れ物を使ったごみの持ち出しや、ごみステーションへの事業系ごみの持ち出しも見受けられます。

平成 28 年度からは指定ごみ袋制度の導入、平成 29 年度からは生ごみの分別収集やびん・カンの持ち出し方法の変更を予定しているため、従来のごみ分別や持ち出しルールの徹底に加え、新たにごみの持ち出し方法の周知に力を入れていく必要があります。

具体的取組

・ 清掃指導員の活動支援

ごみの分別や持ち出しルールの徹底、地域資源回収などの活性化について、これらの指導や推進を担う清掃指導員制度を引き続き推進します。また、清掃指導員へごみの現状などの情報提供を行うとともに、その役割を十分果たせるような仕組みを構築していきます。

・ 分別精度の向上

家庭ごみの分別をわかりやすく説明したごみガイドブックの作成・配布などを引き続き行うとともに、広報などを通じて市民にごみ分別の更なる徹底を呼びかけ、分別精度の向上を図ります。

また、転入・転出が頻繁にある集合住宅などへのごみ出しルールの周知徹底を行います。

・ 外国人への広報啓発の充実

言語や生活習慣が異なる外国人市民に対し、外国語版ごみガイドブックの配布や、説明会などを通じてごみの適正な分別と持ち出しルールの周知を行います。

- ・ **効率的なごみ回収**

ごみステーションの適正配置及びごみ量・ごみ質の変化や高齢世帯の増加など、社会状況に対応した収集体制の見直しの検討を行い、効率的なごみ収集を推進します。

また、民間委託業者によるごみ収集については、業者への積極的な指導と研修に取り組み、適正・円滑なごみの収集運搬を促進します。

- ・ **不法持ち出しごみステーション対策**

ごみステーションは、市民と行政がごみの排出において接点をもつ重要な場所であり、市民がごみを排出するにあたってルールを守ることが必要とされる場所でもあります。

しかし、事業系ごみの持ち出しや、ごみ種ごとの分別や排出する曜日・時間・出し方などについて、守るべきルールが守られていない状況が見受けられるため、チラシやガイドブックの配布・各種業界団体への協力要請・ごみステーションにおける立番啓発などにより、市民や自治会とともにごみステーションの適正管理に努めます。今後も各家庭や事業所へごみの排出に関するルールが守られるよう、広報などを通じてPR活動を行います。

- ・ **ビンカンボックスによるびん・カン収集の見直し**

ビンカンボックスの老朽化、抜き取りなどの問題を解決するため、びん・カンの収集をごみステーションによる収集に移行します。

- ・ **ごみ搬入車両の増加対策**

資源化センターへごみを直接搬入する自家用車が増加し、日常的に周辺道路が渋滞しています。この解消のため、受入態勢などを見直し円滑な施設運営に努めます。

- ・ **ごみ分別・持ち出しルールの検討**

家庭ごみの分別・持ち出し方法について、廃棄物の性状とごみ処理施設や収集体制の状況などを踏まえ、適切な方法を検討します。

- ・ **資源ごみの持ち去り（抜き取り）対策〈拡充〉**

条例施行に伴い、資源物の持ち去りについて引き続きパトロールを実施するとともに、監視カメラを設置するなどして、持ち去り対策に努めます。

- **家庭から出るプランターなどの排土の受け入れ**

土や石は、ごみの対象外のため、再利用のお願いをしていますが、マンションやアパートなどに居住し、再利用が難しい人の受け皿として、少量について受け入れを行います。

- **処理困難物の見直しの検討**

生活様式の変化により、家庭から排出される廃棄物も年々変化しています。行政で収集・処理できない「処理困難物」について、廃棄物の収集・処理能力などを考慮しながら、品目の見直しを検討します。

- **指定ごみ袋制度の導入〈新規〉**

本市では、家庭ごみの持ち出し袋を透明又は半透明としていますが、中身の見えない袋やダンボール箱を使ったごみ出しが見受けられます。

マナー違反のごみの持ち出しは、ごみステーションの乱雑化をまねき、ごみステーションを管理している自治会等への大きな負担にもつながるため、家庭ごみの持ち出しに指定ごみ袋を導入して、ごみの分別や持ち出しマナーの徹底、ごみステーションの乱雑化防止を図ります。

基本施策4 環境負荷の少ない中間処理

課題

・ 中間処理施設の老朽化への対応

資源化センターの焼却施設3号炉（竣工：平成3年2月）及び資源リサイクルセンター（竣工：平成2年3月）は供用開始後25年を経過しています。また、焼却施設1・2号炉（竣工：平成14年3月）も計画期間の最終年度には供用19年となるため、可能な限り延命化に努めるとともに、施設の更新に向けた検討を進めます。

・ ごみ処理広域化への対応

効率的・合理的な廃棄物処理とリサイクルを推進するため、ごみ排出量・将来人口・社会情勢などを踏まえて、市域を越えた広域的な取り組みについても検討する必要があります。

なお、「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成21年3月 愛知県）において、本市は『豊橋田原ブロック』と位置付けられ、焼却施設について、田原市との広域化を図ることとされています。

具体的取組

・ 3号炉の効率活用

資源化センターの焼却施設3号炉について、ごみ焼却処理量に対応するためにも、焼却施設1・2号炉に併せた延命化を図ります。

・ 資源リサイクルセンターの施設整備

びん・カン、ペットボトルの選別・圧縮・梱包を行っている資源リサイクルセンターは、供用開始後20年を経過し、施設の老朽化が進んでいるため、リサイクルの推進と併せた施設整備を進めます。

- **広域ごみ処理への取り組み〈拡充〉**

国の通知及び愛知県が策定した「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に基づき、田原市と協働して広域ごみ処理施設の整備に向けた取り組みを進めます。

また、愛知県の三河港港湾計画の中で位置付けられている広域廃棄物最終処分場について、情報収集に努めます。

- **産業廃棄物の受け入れの見直しの検討**

資源化センターに搬入されている産業廃棄物については、施設負荷の軽減の観点から、受け入れを見直すことを検討します。

- **将来的な廃棄物処理施設整備の推進〈拡充〉**

昭和 55 年度より稼働している廃棄物の総合中間処理施設である資源化センターは、既更新施設や周辺施設も含めて老朽化が進んでおり、一体的な施設整備が必要です。

今後、必要な規模、整備場所、環境対策、事業費及び処理システムなど多様な課題について検討した上で、施設整備計画を作成し、施設整備を推進します。

- **資源化センター施設整備事業の推進〈新規〉**

豊橋田原ごみ処理広域化計画においては、広域ごみ処理施設の設置場所を豊橋市資源化センターの周辺と定めており、平成 27 年度からは専門の部署を設けて計画の推進に取り組んでいます。

今後、地権者や地元及び周辺自治会に対して事業説明を重ね、理解と協力を求めながら、環境負荷の少ない施設整備について検討を行います。

基本施策5 安定した最終処分

課題

・ 最終処分場の長期利用

広い用地を必要とする処分場の新規整備は、今後さらに困難になると想定されます。平成 23 年度より新しい最終処分場の供用が開始されましたが、長期利用のためには、埋立処分量の削減と同時に、すでに埋め立てられている廃棄物の掘り起こしによる減容化も必要です。

また、周辺環境と調和した施設の管理・運営にも引き続き努めていく必要があります。

具体的取組

・ 搬入ごみの減容

排出、収集、中間処理での最適な処理システムを検討し、最終処分場に搬入されるごみの減量・減容とリサイクル率の向上を図ります。

・ コンクリート類のリサイクル推進

直接埋め立てされている「うめるごみ」のうち、コンクリート類のリサイクルを推進します。

・ 脱塩残渣の処理

焼却施設の残渣として発生する脱塩残渣は埋め立て処分しています。更なる最終処分場の負荷軽減の観点から減容化の検討を進めます。

・ 最終処分場周辺の環境対策

最終処分場の周辺環境に万全な対策を講じるとともに、引き続き安全で安心な施設であるように努めます。

また、埋立終了後も、施設を廃止するまでの期間、適切な維持管理により環境の保全に努めていきます。

・ **災害時における迅速な廃棄物処理〈拡充〉**

災害発生時には、がれきなど大量のごみが発生することが考えられます。

早期の災害復旧と衛生環境の確保のために、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理体制の整備に努めます。

- ① 災害廃棄物処理計画、各施設における作業マニュアルに基づく対策の推進
- ② 県及び周辺市町村との連絡体制の強化
- ③ 廃棄物処理関係団体との協定に基づく災害廃棄物処理の協力体制の構築

基本施策6 三者の協働・環境への配慮

課 題

・ 市民・事業者・行政の連携の強化

市民・事業者・行政の三者が、それぞれの役割を理解し、ごみの減量化・資源化などを協働して取り組んでいくことが必要です。そのためにも三者の協働を強化する必要があります。

・ 温室効果ガス排出量の削減

ごみ処理に係る温室効果ガスの発生は、収集運搬車両の使用や廃棄物の焼却による二酸化炭素の排出、埋立処分場でのメタンガス発生などが主な要因です。本市においても、効率的で環境負荷の少ない収集運搬・中間処理に取り組み、ごみの適正な排出の啓発に努めていく必要があります。

・ ごみ処理経費の抑制

ごみ処理や施設の整備には多くの費用を必要としており、平成 26 年度のごみ処理費用（処理及び維持管理費と建設改良費の合計）は約 50 億円でした。ごみの減量と併せてごみの収集や処理の効率化に取り組み、ごみ処理経費の抑制に努めていく必要があります。

・ 不法投棄の防止

本市では、監視パトロールの実施、監視カメラ・警告看板の設置などを実施していますが、不法投棄が後を絶たない状況です。このため、更なる監視体制の強化などが必要となっています。

具体的取組

・ 530運動の推進

「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に、本市で生まれた530実践活動を、市民・事業者・行政が一体となって積極的に推進し、空き缶、空きびんなどの散乱ごみのない清潔な居住環境の実現を目指します。

・ 市民参加型のイベント開催

「530のまち環境フェスタ」や「エコキッズサーキット」など市民参加型のイベントを実施することで、3Rに関する市民の取り組みを支援し、理解を深める場を作ります。

・ 市民・事業者・行政の連携強化

市民・事業者・行政の三者の協働により、ごみ減量やリサイクル商品の利用などの推進に努めます。行政は、廃棄物処理について計画や目標を設定し、市民に対しては情報提供や環境教育、活動支援を、事業者に対しては事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書に基づく指導や支援などを行うことで、三者の連携強化に努めます。

・ サーマルリサイクルの推進

焼却施設から発生する熱エネルギーを効率的に回収し、環境保全に配慮したサーマルリサイクルを推進します。

・ 余熱の安定供給

焼却施設から発生する熱エネルギーを効率的に回収し、発電や温室へ利用するとともに、「りすば豊橋」にも安定供給をしていきます。

・ ごみ処理コストの情報発信

家庭から排出されるごみ 1kg の処理にかかっている費用など、市民 1 人がどれだけのごみ処理費用を負担しているかを表す数値をわかりやすく公表することで、市民の自主的なごみ減量やリサイクル活動の促進を図ります。

また、ごみ収集や処理部門ごとにかかる経費を算出し、適正なごみ処理経費を把握することで、事業全体の点検・改善に生かします。

- **監視体制（パトロール）の強化**

排出者負担や拡大生産者責任という観点から、市民や事業者にリサイクル料金などの負担が求められています。しかし、一部においてはその認識の低さから不法投棄が後を絶ちません。その対策として、市民や事業者に広報やパンフレットで適正な処理について呼びかけ、意識の向上を図るとともに、統合型 GIS(地理システム) により不法投棄多発箇所を把握し、それを基に監視カメラや防止看板の設置、監視パトロールの実施を行うことで、その抑制に努めます。

- **次世代自動車の導入**

地球温暖化防止対策を積極的に展開するため、温室効果ガスの排出抑制の一環として、環境にやさしい自動車であるハイブリッド収集車の導入を推進します。

- **バイオマス資源利活用の推進〈新規〉**

生ごみや下水道汚泥等のバイオマス資源を発酵処理し、発生するメタンガスを再生可能エネルギーとして利用、発酵後の残渣は炭化燃料として利用します。

この取り組みのために、生ごみの分別収集の仕組み作りに取り組むとともに、バイオマス資源利活用施設を整備します。

第4章 重点取組

前章で掲げた具体的取組の中から、以下を重点取組として位置付けます。

重点取組

- ・ ごみ減量への経済的手法の検討（32 ページ）
- ・ 事業系一般廃棄物の減量計画と指導強化（33 ページ）
- ・ 事業系ごみの減量・資源化の促進（34 ページ）
- ・ 資源ごみのステーション収集の検討（35 ページ）
- ・ 効率的なごみ回収（38 ページ）
- ・ 将来的な廃棄物処理施設整備の推進（41 ページ）
- ・ 最終処分場周辺の環境対策（42 ページ）
- ・ 市民・事業者・行政の連携強化（45 ページ）

ごみの減量・資源化を一層推進するため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に向けた市民や事業者の自主的な活動を促進するとともに、家庭でできるごみ減量の普及啓発や経済的手法の導入も含めた新たな取り組みが必要です。

また、廃棄物の収集運搬・中間処理・最終処分に伴う環境負荷の抑制と適正管理、リサイクル機能の一層の充実に取り組みながら、市民・事業者・行政の三者の役割分担を明確にし、ごみの資源化促進やリサイクル商品の利用などリサイクルの推進に努めます。

第 5 章 事業計画

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール		
			実施中	前 期	後 期
Ⅰ. ごみの発生 ・ 排出抑制	1. ごみ減量の 推進	530 運動環境協議会の活用	○	○	○
		530 市民の育成	○	○	○
		ごみ減量への経済的手法の検討	○	●	●
		生ごみ減量の推進	○	○	○
		効果的な情報提供の推進〈拡充〉	○	○	◎
		エコショップ制度の推進	○	○	○
		事業系一般廃棄物の減量計画と指導強化	○	●	●
		事業系ごみの減量・資源化の促進〈拡充〉	○	●	●◎
		拡大生産者責任の徹底	○	○	○
		業者の自主回収の促進	○	○	○
		産業界などの自主回収に関する情報提供	○	○	○
Ⅱ. リサイクル の推進	2. 資源回収の 促進	地域資源回収の活性化〈拡充〉	○	○	◎
		資源回収拠点の充実〈拡充〉	○	○	◎
		古紙・布類のリサイクル推進	○	○	○
		資源ごみのステーション収集の検討	○	●	●
		ペットボトルのリサイクル推進	○	○	○
		プラスチックのリサイクル推進	○	○	○
		食用油のリサイクル推進	○	○	○
		家具類のリサイクル推進	○	○	○
		スラグの有効利用〈拡充〉	○	○	◎
		希少金属のリサイクル推進〈拡充〉	○	○	◎
		剪定枝のリサイクル推進	○	○	○
Ⅲ. 環境負荷の 少ない廃棄 物処理	3. 円滑な収集 ・ 運搬	生ごみ、し尿・浄化槽汚泥の有効活用〈新規〉			☆
		清掃指導員の活動支援	○	○	○
		分別精度の向上	○	○	○
		外国人への広報啓発の充実	○	○	○

注：●は重点取組、☆は新規追加、◎は内容を拡充した取組を示します。

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール		
			実施中	前 期	後 期
Ⅰ. ごみの発生 ・排出抑制	3. 円滑な収集 ・運搬	効率的なごみ回収	○	●	●
		不法持ち出しごみステーション対策	○	○	○
		ビンカンボックスによるびん・カン収集の見直し	○	○	○
		ごみ搬入車両の増加対策	○	○	○
		ごみ分別・持ち出しルールの検討	○	○	○
		資源ごみの持ち去り(抜き取り)対策<拡充>	○	○	◎
		家庭から出るプランターなどの排土の受け入れ	○		○
		処理困難物の見直しの検討	○	○	○
		指定ごみ袋制度の導入<新規>			☆
Ⅱ. リサイクル の推進	4. 環境負荷の少 ない中間処理	3号炉の効率活用	○	○	○
		資源リサイクルセンターの施設整備	○	○	○
		広域ごみ処理への取り組み<拡充>	○	○	◎
		産業廃棄物の受け入れの見直しの検討		○	○
		将来的な廃棄物処理施設整備の推進<拡充>	○		●◎
		資源化センター施設整備事業の推進<新規>	○		☆
Ⅲ. 環境負荷の 少ない廃棄 物処理	5. 安定した 最終処分	搬入ごみの減容	○	○	○
		コンクリート類のリサイクル推進	○	○	○
		脱塩残渣の処理	○	○	○
		最終処分場周辺環境対策	○	●	●
		災害時における迅速な廃棄物処理<拡充>	○	○	◎
Ⅲ. 環境負荷の 少ない廃棄 物処理	6. 三者の協働・ 環境への配慮	530運動の推進	○	○	○
		市民参加型のイベント開催	○	○	○
		市民・事業者・行政の連携強化	○	●	●
		サーマルリサイクルの推進	○	○	○
		余熱の安定供給	○	○	○
		ごみ処理コストの情報発信	○	○	○
		監視体制(パトロール)の強化	○	○	○
		次世代自動車の導入	○	○	○
		バイオマス資源利活用の推進<新規>	○		☆

注: ●は重点取組、☆は新規追加、◎は内容を拡充した取組を示します。

〈生活排水處理部門〉

第 1 章 現状の認識

豊川や梅田川などの河川が流れ、三河湾と太平洋に面する本市の恵まれた水環境にとって、家庭からの公共用水域への生活雑排水などの流入は、水質の汚濁、更には三河湾における富栄養化の進行による赤潮などの発生原因となります。

このため本市では、発生源対策としての生活雑排水の適正処理が必要であることから、公共下水道や地域下水道の整備に併せ、下水道整備の予定のない地区についても、合併処理浄化槽の積極的な整備を推進することで、し尿及び生活雑排水を併せた適正な処理の向上を図ってきました。

水は、大気と地表、地下を地球規模で循環しながらすべての生命を支えており、人間が生活していく上で欠くことのできない自然の大きな恵みです。未処理の生活雑排水の環境に与える負荷は大きいことから、今後もその低減を図る必要があります。下水道整備地区においては、下水道への接続を促し、下水道整備の予定のない地区については、単独処理浄化槽や汲み取り槽から、生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を、より一層推進することが必要となっています。

第1節 目標の達成状況

平成23年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理部門）では、適正な水処理の推進を基本方針として、次のように目標を設定しました。

【当初目標】生活排水処理率を94%に引き上げ

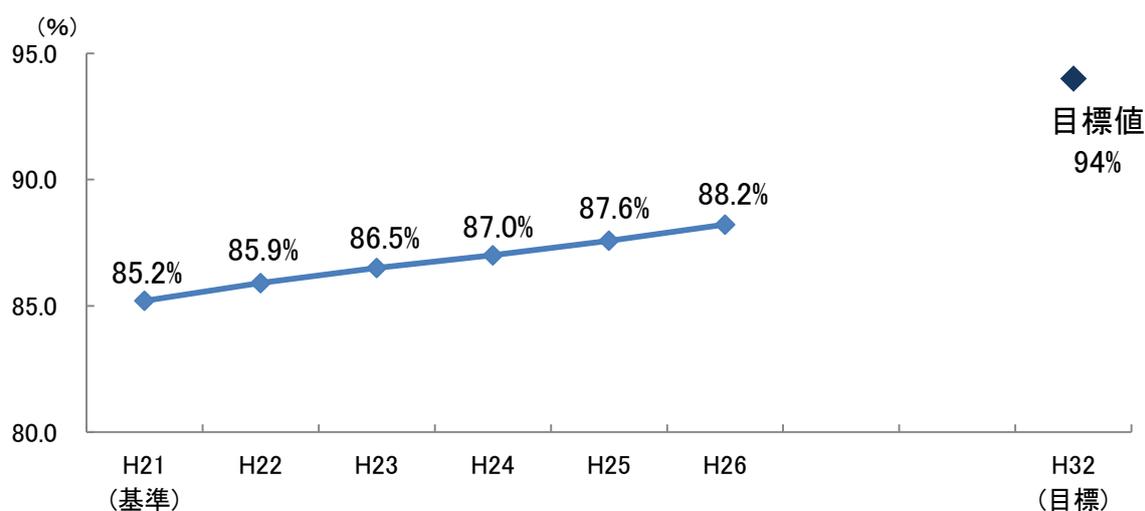


図 2-12: 生活排水処理率の推移

平成26年度の生活排水処理率（人口に対する生活排水処理人口の割合）は、基準年である平成21年度に比べて3ポイント上昇しました。

生活排水処理率は年々上昇しているものの、今後も同様のペースで推移した場合、最終的な目標を達成できない可能性があります。

目標を達成するためには、合併処理浄化槽への積極的な転換の促進や、人口動態を見据えた下水道整備の推進が必要です。

○ 課題

生活排水処理率は、下水道処理人口と合併処理浄化槽使用人口からなっており、下水道処理人口はこの5年間で概ね計画通り推移していますが、合併処理浄化槽使用人口は平成26年度の計画値45,640人に対して、実績値は41,600人と計画を下回っています。

合併処理浄化槽の使用人口を増やすためには、市民の水環境に対する意識の向上を図り、汲み取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進に一層力を入れていく必要があります。

第2節 前期の主な取組内容

適正な水処理の推進（基本施策）

（1）合併処理浄化槽への転換の推進

本市では、汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合に、設置費及び単独処理浄化槽撤去費に対して一部補助を行っています。

平成26年度からは環境に配慮した低炭素社会対応型合併処理浄化槽への転換のみを補助対象とし、補助額を増額しました。また、補助対象世帯に対して戸別訪問をして、補助制度の紹介や転換の促進についての啓発を行っています。

《平成26年度の実績》

- 合併処理浄化槽設置費補助金交付基数 40基
(平成23年度からの累計 162基)
- イベント（530のまち環境フェスタ）による啓発人数 450人
- 戸別訪問による啓発件数 200件

第 2 章 基本方針と目標

第 1 節 基本方針

下水道や合併処理浄化槽の整備を推進し、家庭から排出されたし尿・生活雑排水が適正に処理されるまちづくりを目指します。

生活排水処理部門における基本方針を次のとおり定めます。

<基本方針>

適正な水処理の推進

第 2 節 目標

平成 26 年度の生活排水処理率は約 88%となっていますが、平成 32 年度までに以下のように引き上げます。

目標

生活排水処理率を 94%に引き上げ

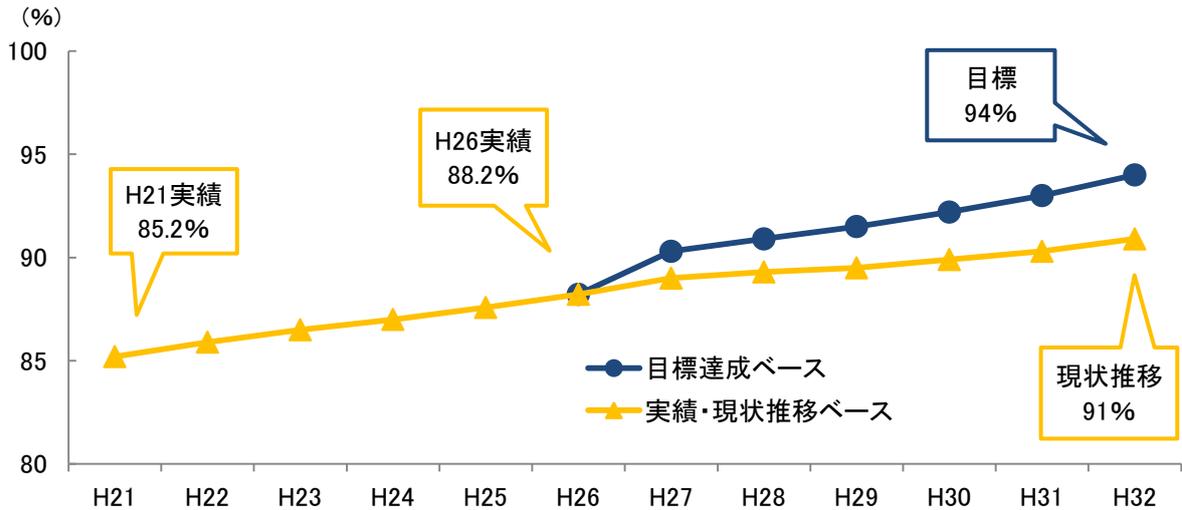


図 2-13: 生活排水処理率の推移と推計(平成 27 年度以降は推計)

目標値設定の考え方

生活排水処理率を増加させるには、汲み取り槽や単独処理浄化槽の使用者に対して下水道や合併処理浄化槽への転換を積極的に促す必要があります。

合併処理浄化槽の設置について啓発を強化していくことにより、合併処理浄化槽人口を、平成 26 年度の 41,600 人から平成 32 年度には 56,200 人に増加させることを目指します。

【目標達成に向けた主な取り組み】

- ・ 設置費補助金による合併処理浄化槽への転換の促進
- ・ 戸別訪問等による浄化槽転換に関する啓発の強化

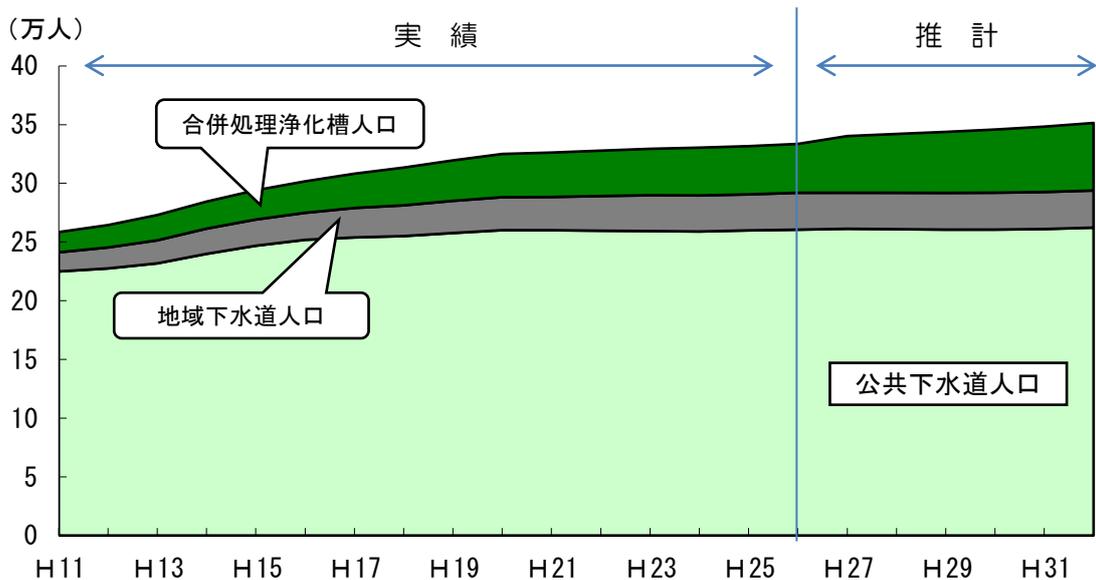


図 2-14: 生活排水処理形態別人口の推移と推計(平成 27 年度以降は推計)

第 3 章 基本方針に基づく基本施策

前章で掲げた基本方針に基づき、目標を達成するために次のとおり基本施策を定め、課題と今後の取り組みを次に示します。

基本施策 適正な水処理の推進

課 題

・ 生活排水処理の推進

単独処理浄化槽や汲み取り槽では、生活排水が未処理のまま公共用水域に排出されるため、環境に大きな負荷を与えます。その低減を図るために、生活排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する必要があります。

・ し尿処理施設の老朽化への対応

し尿処理施設（竣工：昭和 55 年 3 月）は既に供用 35 年を経過しています。可能な限り延命化に努めるとともに、し尿、浄化槽汚泥のバイオマス利活用を見据え、新たな処理方法へのスムーズな移行を図る必要があります。

具体的取組

・ 下水道整備の推進

市街地における快適でうるおいのある生活環境の確保と、河川や三河湾などの公共用水域の水質を保全するため、公共下水道の整備を推進します。

・ 合併処理浄化槽への転換の促進

単独処理浄化槽及び汲み取り槽では、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に排出されるため、環境に与える負荷が大きく、その低減を図る必要から、市民の水環境に対する意識の向上を図り、生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を一層促進するとともに、適正な維持管理について啓発・指導します。

- **し尿・汚泥の適正処理の推進**

汲み取り槽からのし尿及び合併処理浄化槽・単独処理浄化槽からの汚泥について、適正な処理を推進します。

平成 29 年 10 月以降は、関係部局及び一般廃棄物収集運搬許可業者と連携してバイオマス資源利活用事業として適正な処理推進をします。

- **汚泥の資源活用の推進**

中島処理場に、下水道汚泥、し尿・浄化槽汚泥及び生ごみを集約し、メタン発酵させて発生したガスにより発電を行い、発酵後に残った汚泥は炭化燃料として利用します。

第4章 重点取組

前章で掲げた具体的取組の中から、以下を重点取組として位置付けます。

重点取組

- ・ 合併処理浄化槽への転換の促進（57ページ）

未処理の生活雑排水の環境に与える負荷は大きいことから、下水道整備の予定のない地区については、イベントや戸別訪問等により、市民の水環境に対する意識の向上を図り、単独処理浄化槽及び汲み取り槽から生活排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を促進します。

第 5 章 事業計画

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール		
			実施中	前 期	後 期
適正な水処理の 推進	適正な水処理の 推進	下水道整備の推進	○	○	○
		合併処理浄化槽への転換の促進	○	●	●
		し尿・汚泥の適正処理の推進	○	○	○
		汚泥の資源活用の推進	○	○	○

注：●は重点取組を示します。

第 3 部 産業廃棄物処理基本計画

計画の概要

本計画は、産業廃棄物行政を担う中核市として、本市の産業廃棄物の適正処理を推進するための基本的事項及び方針を定めたものです。

産業廃棄物処理基本計画

● 基本方針

- I 産業廃棄物の発生・排出抑制
- II リサイクルの推進
- III 適正処理の推進

● 目 標（基準：平成25年度、目標：平成32年度）

- I 排出量・最終処分率の削減
 - ・排出量を平成25年度実績以下に抑制
 - ・排出量に対して最終処分率を2%以下に削減
- II 再生利用率の向上
 - ・排出量に対して再生利用率を49%以上に増加
- III 適正処理に向けた情報の公開・発信の充実
 - ・産業廃棄物、優良な処理事業者及び不適正処理事案などに関する情報の公開・発信システムの充実

● 基本施策

- 1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進
- 2 循環的利用の促進
- 3 適正処理、情報の公開・発信、処理体制の充実

第 1 章 現状の認識

本市は、豊かで安心して暮らせる社会の構築に向け、事業者や市民と連携し産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進に取り組んできました。

これまでの取り組みにより、排出量の削減及び再生利用量の増加には一定の効果がありました。しかし、最終処分量は増加傾向にあり、中間処理による減量化量は減少しています。

各種経済指標を基に将来推計した産業廃棄物の排出量（表 3-1、図 3-1）及び種類別（表 3-2、図 3-2）・業種別（表 3-3、図 3-3）の排出量は次頁以降に示すとおりです。排出量は平成 25 年度以降も減少し、平成 32 年度には約 150 万トンとなり、平成 25 年度実績と比べ 4 万 1,400 トン（2.7 ポイント）の減少となる見込みです。

また本市は、動物のふん尿や汚泥などの特定の種類、農業や電気・水道業などの特定の業種において、産業廃棄物の排出量が多くなるという特性があることから、その実情に合わせた取り組みが必要となります。

前期計画では、基本方針に基づいた目標の達成に向け、様々な取り組みを行った結果、「排出量の削減」及び「再生利用率の向上」に関する目標は達成することが出来ましたが、「最終処分率の削減」については未達成の状況にあります。

表 3-1: 産業廃棄物の将来排出量などの推移

(単位: 千t/年)

区分	年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量		1,605.2	1,543.6	1,502.2
再生利用量		667.0	693.1	649.1
中間処理による減量化量		900.9	811.5	815.8
最終処分量		36.9	39.0	37.3
保管・その他量		0.5	0.0	0.0

注: 各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

(単位: 千 t/年)

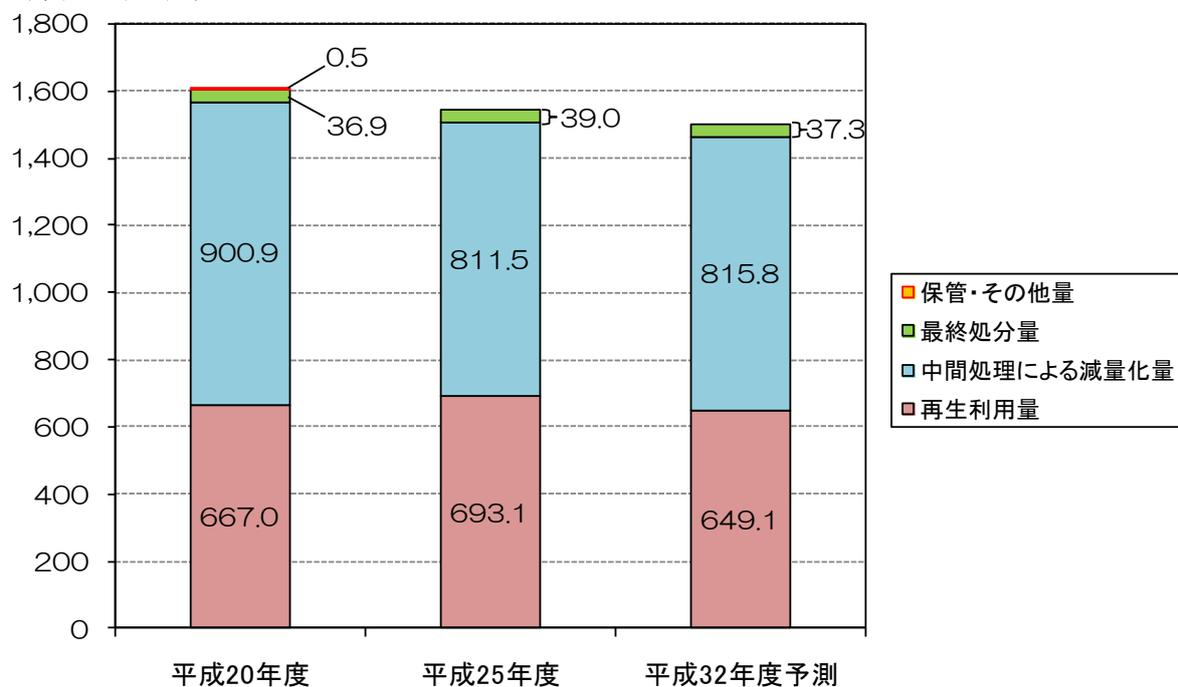


図 3-1: 産業廃棄物の将来排出量などの推移

表 3-2: 産業廃棄物の種類別将来排出量などの推移

◎動物のふん尿

(単位:千t/年)

区分	年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量		535.1	483.0	483.0
再生利用量		137.5	122.3	122.3
中間処理による減量化量		397.6	360.7	360.7
最終処分量		—	—	—
保管・その他量		—	—	—

◎汚泥

(単位:千t/年)

区分	年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量		456.0	441.1	442.5
再生利用量		21.2	27.6	27.0
中間処理による減量化量		426.6	407.5	410.0
最終処分量		8.1	6.1	5.5
保管・その他量		0.0	—	—

◎がれき類

(単位:千t/年)

区分	年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量		260.4	207.7	160.7
再生利用量		234.2	195.8	149.6
中間処理による減量化量		21.8	1.8	1.4
最終処分量		4.4	10.0	9.6
保管・その他量		—	—	—

◎鉱さい

(単位:千t/年)

区分	年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量		135.7	138.4	145.5
再生利用量		135.2	138.4	145.5
中間処理による減量化量		—	—	—
最終処分量		0.5	—	—
保管・その他量		—	—	—

◎ばいじん

(単位:千t/年)

区分	年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量		67.1	30.4	31.8
再生利用量		65.7	29.8	31.1
中間処理による減量化量		—	—	—
最終処分量		1.8	0.6	0.7
保管・その他量		—	—	—

◎その他の品目

(単位:千t/年)

区分	年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量		150.9	243.1	238.8
再生利用量		73.1	179.3	173.7
中間処理による減量化量		55.2	41.6	43.7
最終処分量		22.1	22.2	21.4
保管・その他量		0.5	—	—

注:各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

表 3-3: 産業廃棄物の業種別将来排出量などの推移

◎農業

(単位:千t/年)

区分	年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量		535.3	483.0	483.0
再生利用量		137.5	122.3	122.3
中間処理による減量化量		397.6	360.7	360.7
最終処分量		—	—	—
保管・その他量		0.2	—	—

◎電気・水道業

(単位:千t/年)

区分	年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量		418.4	407.8	402.3
再生利用量		59.8	71.4	70.5
中間処理による減量化量		354.0	333.2	328.7
最終処分量		4.6	3.2	3.1
保管・その他量		—	—	—

◎製造業

(単位:千t/年)

区分	年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量		325.6	337.2	354.5
再生利用量		211.9	239.6	251.9
中間処理による減量化量		93.7	86.7	91.1
最終処分量		20.0	10.9	11.4
保管・その他量		0.0	—	—

◎建設業

(単位:千t/年)

区分	年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量		289.2	250.2	190.7
再生利用量		252.9	232.1	176.9
中間処理による減量化量		27.6	3.9	3.0
最終処分量		8.7	14.1	10.8
保管・その他量		—	—	—

◎その他の業種

(単位:千t/年)

区分	年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量		36.7	65.4	71.8
再生利用量		5.0	27.6	27.5
中間処理による減量化量		28.0	27.0	32.2
最終処分量		3.6	10.8	12.0
保管・その他量		0.3	—	—

注: 各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

(単位：千 t/年)

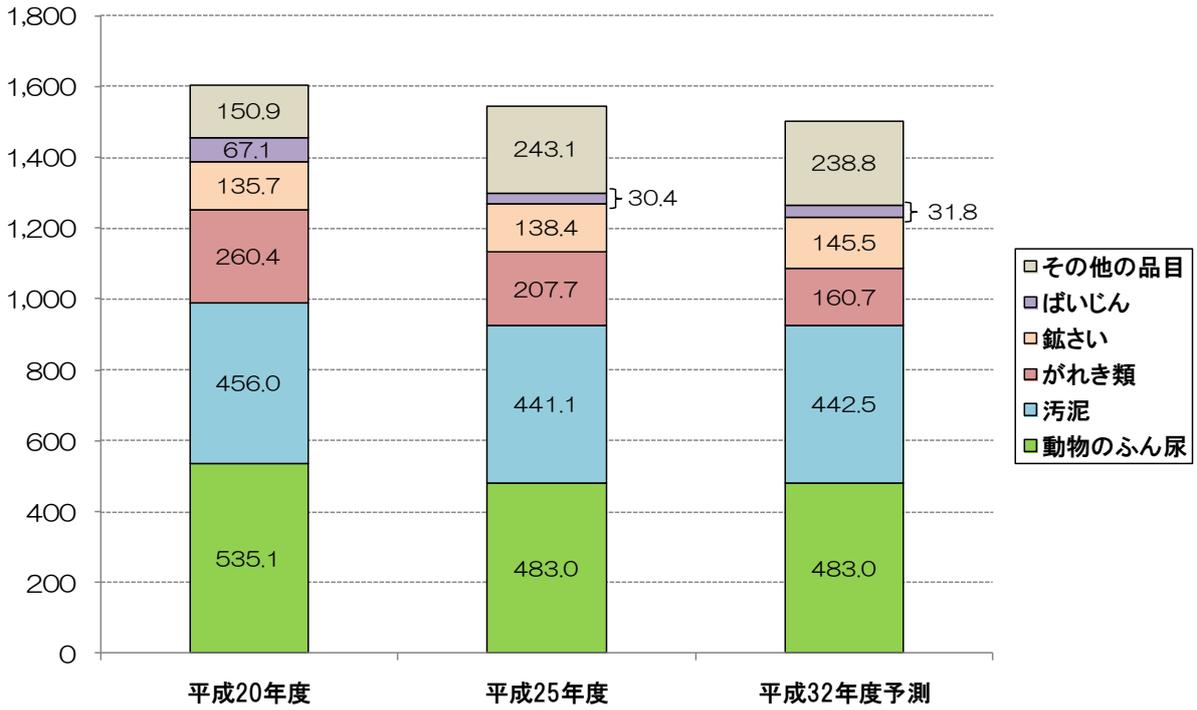


図 3-2: 産業廃棄物の種類別将来排出量などの推移

(単位：千 t/年)

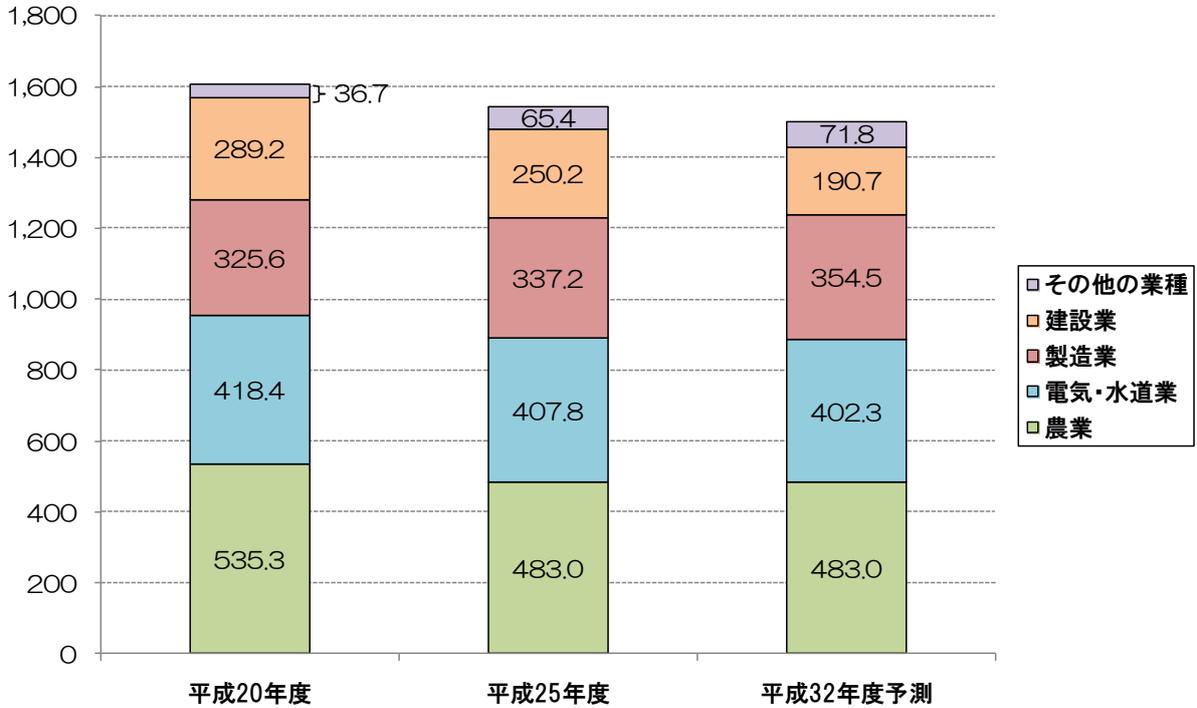


図 3-3: 産業廃棄物の業種別将来排出量などの推移

第1節 目標の達成状況

平成23年3月に策定した産業廃棄物処理基本計画では、産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進の三つの基本方針に掲げ、以下のとおり目標を設定し、目標達成に向けた取り組みを行ってきました。

目 標（基準：平成20年度、目標：平成32年度）

- I 排出量・最終処分率の削減
 - ・排出量を平成20年度実績以下に抑制
 - ・排出量に対して最終処分率を2%以下に削減
- II 再生利用率の向上
 - ・排出量に対して再生利用率を43%以上に増加
- III 適正処理に向けた情報の公開・発信の充実
 - ・産業廃棄物、優良な処理事業者及び不適正処理事案などに関する情報の公開・発信システムの充実

目標の達成状況については次に示します。

表 3-4: 平成 25 年度における目標の達成状況

項 目	平成 20 年度 実績(基準)	平成 25 年度 実績	平成 32 年度 (目標)
排出量	1,605.2 千t	1,543.6 千t	1605.2 千t以下
最終処分率 (最終処分量)	2.3% (36.9 千t)	2.5% (39.0 千t)	2%以下 (32.1 千t以下)
再生利用率 (再生利用量)	41.6% (667.0 千t)	44.9% (693.1 千t)	43%以上 (690.2 千t以上)

1-1 排出量・最終処分率の削減

【当初目標】 排出量を平成 20 年度実績以下に抑制



図 3-4: 産業廃棄物の排出量の推移

平成 25 年度における産業廃棄物の排出量は約 154 万 3,600 トンで、基準である平成 20 年度と比較し、6 万 1,600 トン減量しました。

このことから、当初設定した平成 32 年度目標は達成している状況にあります。

【当初目標】 排出量に対して最終処分率を2%以下に削減

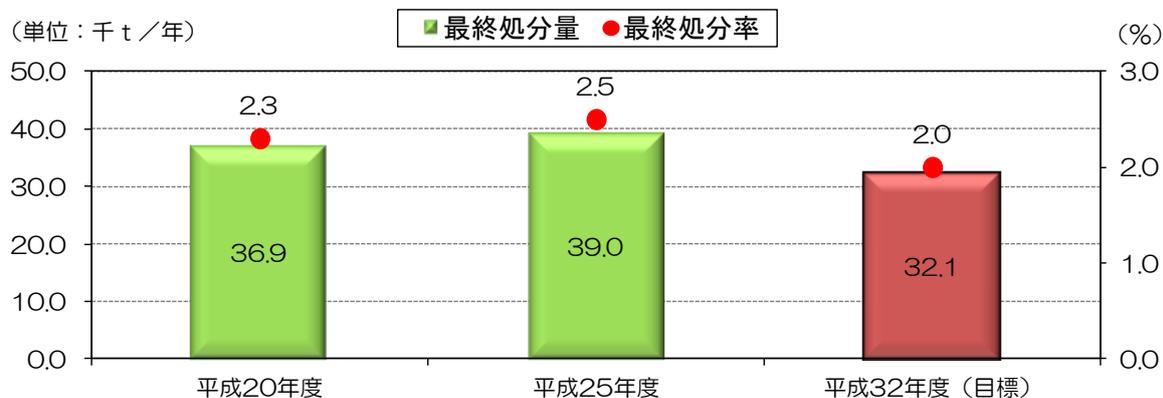


図 3-5: 産業廃棄物の最終処分量及び最終処分率の推移

平成 25 年度における産業廃棄物の最終処分量は 3 万 9,000 トンで、基準である平成 20 年度と比較し、2,100 トン増加しました。また、最終処分率は排出量の削減等の影響もあり、0.2 ポイント増加となりました。最終処分量はこれまでの傾向からも、毎年度同程度の量で推移していると考えられ、現状では目標達成は難しい状況となっています。

1-2 再生利用率の向上

【当初目標】 排出量に対して再生利用率を43%以上に増加



図 3-6: 産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移

平成25年度における産業廃棄物の再生利用量は69万3,100トンで、基準である平成20年度と比較し、2万6,100トン増加、再生利用率は3.3ポイントの大幅な増加となり、43%以上に増加する目標を達成しています。

第2節 前期の主な取組内容

2-1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進（基本施策1）

【主な具体的取組】

- 多量排出事業者への指導・助言
- 排出量の多い種類、業種を対象とした指導・助言
- 排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実

多量排出事業者の産業廃棄物の排出量は、本市の産業廃棄物の排出量全体の4割を占めており、「産業廃棄物の発生・排出抑制」における目標を達成するうえで、多量排出事業者の協力は不可欠となっていることから、平成23年度からは立入件数を増やし、適正処理に関する指導・助言に努めてきました。

また、排出量を種類別にみると、動物のふん尿、汚泥、がれき類、鉱さいの排出量が全体の7割以上となっており、業種別でみると、農業、電気・水道業、製造業、建設業の排出量が全体の9割以上となっており、効率的な発生・排出量の削減を目指し、これまで排出量の多い種類・業種を対象とした指導等を行ってきました。

他にも、下水道汚泥や公共工事に伴う建設廃棄物、公立病院からの医療廃棄物などの公共事業廃棄物の排出抑制、公共事業におけるリサイクル材や再生品の受け入れについて他の模範となるよう、廃棄物処理法や建設リサイクル法に基づき適正処理を徹底し、再生資材を利用することなどについて促してきました。主な取組の実績は以下のとおりです。

《多量排出事業者への立入件数》

- 3年間（H23～H25）の実績 85件
- 平成26年度実績 21件

2-2 循環的利用の促進（基本施策2）

【主な具体的取組】

- 資源循環を目指した処理体制の確立
- 各種リサイクル法などに基づく適正処理の推進
- 静脈産業（産業廃棄物の再資源化などを担う産業）の育成

排出事業者・処理業者に対する再生利用に関する啓発・指導を充実させるため、事業所・産業廃棄物関連施設等への立入りを行い、産業廃棄物の排出状況に合わせた指導・助言、さらには再生利用に関する情報提供を行ってきました。

また、建設リサイクル法、自動車リサイクル法などの各種リサイクル法などの運用を徹底させるため、関係機関と合同でパトロール等を実施し、排出事業者などに対し、各種リサイクル法に遵守した適正処理を促してきました。

加えて、産業廃棄物の適切な循環的利用を目指し、廃棄物処理からリサイクルを一体的に行う静脈産業の育成にも取り組んできました。主な取組の実績は以下のとおりです。

《自動車リサイクル法関連施設への立入件数》

- 3年間（H23～H25）の実績 313件
- 平成26年度実績 117件

《建設リサイクル法に係るパトロール件数》

- 3年間（H23～H25）の実績 6件
- 平成26年度実績 2件

《静脈産業（産業廃棄物の再資源化などを担う産業）の育成》

- 平成26年度実績 1件

2-3 適正処理、情報の公開・発信、処理体制の充実（基本施策3）

【主な具体的取組】

- 優良な処理業者の育成及び優良事業者の認定制度の周知
- 不適正処理事案への厳正な対応
- 市民に対する情報の公開・発信の推進
- 排出事業者・処理業者への指導・監視
- 産業廃棄物の処理に関する連携の強化

平成23年度より優良事業者の認定制度について周知を図り、優良事業者数の増加に努めてきました。また、不法投棄などへの取組では、不法投棄などの不適正処理を行った事業者に対して、文書指導などの厳正な対応を行うことや、併せて不適正事案管理機能システムを構築・運用し、不適正事案に迅速かつ効率的に対応できる体制の強化を図ってきました。

他にも、愛知県産業廃棄物協会・地元自治会・市が連携し、不法投棄多発箇所における不法投棄物の撤去を行うなど、円滑な産業廃棄物の処理体制の構築に取り組んできました。主な取組の実績は以下のとおりです。

《優良認定事業者数》

- 3年間（H23～H25）の実績 3社
- 平成26年度実績 1社

《不法投棄件数》

- 3年間（H23～H25）の実績 626件
- 平成26年度実績 203件

《紛争予防条例の公開件数》

- 3年間（H23～H25）の実績 5件

《不法投棄物の撤去》

- 平成23年12月4日（日） 豊橋市石巻地区
- 平成26年11月30日（日） 豊橋市西赤沢地区

第 2 章 基本方針と目標

第 1 節 基本方針

循環型社会を構築するため、産業廃棄物の処理においては、まず、できる限り発生・排出を抑制し、次に環境負荷の軽減に配慮して可能な限り再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行うことが重要です。そのうえで、最後に残ったものについて適正に最終処分（埋立処分）することが基本となります。また、産業廃棄物の発生から最終処分完了までの一連の処理が、その産業廃棄物の性状に応じた適切な方法により行われるよう、適正処理を推進する必要があります。

さらに、事業者だけでなく市民に対しても産業廃棄物に関する情報を積極的に公開・発信し、不法投棄をはじめとする不適正処理の根絶を図る必要があります。

そこで、基本方針を次のとおり定めます。

<基本方針>

- I 産業廃棄物の発生・排出抑制
- II リサイクルの推進
- III 適正処理の推進

基本方針Ⅰ：産業廃棄物の発生・排出抑制

事業者・行政が循環型社会の形成や環境負荷軽減の意識を持って行動するとともに、市民も共通の認識を持つことで、生産・消費・処理の各方面から、産業廃棄物の発生・排出を抑制します。

基本方針Ⅱ：リサイクルの推進

事業者・行政がそれぞれの役割と責務を果たすとともに、相互の連携を図って行動し、また、市民もリサイクル製品を積極的に購入するなど、三者による適正な役割分担と協働を図り、産業廃棄物のリサイクルの推進を目指します。

基本方針Ⅲ：適正処理の推進

排出事業者や処理業者に対する指導監督を徹底し、市民に対しても積極的な情報の公開・発信を行い、事業者・市民の理解と協力を得て、産業廃棄物の更なる適正処理体制の確保を目指します。

第2節 目標

基本方針に基づき、次の3項目について目標を設定します。

- I 排出量・最終処分率の削減
- II 再生利用率の向上
- III 適正処理に向けた情報の公開・発信の充実

2-1 排出量・最終処分率の削減

(1) 排出量の目標

産業廃棄物全体の排出量について、国の廃棄物処理法に基づく基本方針では、目標年度（平成27年度）において、平成19年度実績に対して約1%の増加に抑制することを目標としています。

本市においては、平成25年度に実施した産業廃棄物排出処理状況実態調査による調査結果から、当初設定した平成32年度目標を平成25年度実績で達成しており、また、表3-4に示すとおり、排出量は今後も減少することが見込まれています。しかしながら、今後は経済が活発になり、産業廃棄物の排出量が増加する可能性も考慮し、平成25年度を基準とした排出量の削減を目標として新たに設定し、引き続き、本計画の取組に力を入れ、目標の達成を目指します。

目標

排出量を平成25年度実績以下に抑制

表 3-5: 排出量の目標

(単位: 千t/年)

区分 \ 年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測	平成32年度目標
排出量	1,605.2	1,543.6	1,502.2	1,543.6
平成25年度比	—	—	97.3%	100.0%

注: ■部分は目標を示します。また、平成32年度の予測数値は平成26年度に実施した「産業廃棄物排出処理状況実態調査」の調査結果による推計値です(以下同様)。

(単位: 千t/年)



図 3-7: 排出量の目標

(2) 最終処分率の目標

再生利用に対する意識の向上などに伴う再生利用量の増加、排出量の削減が進んでいる中で、減量化量が伸び悩んでいる影響から、最終処分率は増加傾向にあります。しかし、新規の最終処分場の建設が困難な現状において、最終処分率の削減は重要な事項と考えられます。

したがって、最終処分率に関してはこれまでの目標を維持することとし、今後も産業廃棄物の資源化及び減量化に努めるだけでなく、バイオマスなどの新たな再生利用法の導入、事業者及び処理業者に対する適正処理に関する情報提供などの取り組みにより、平成32年度において目標の達成を目指します。

目標

排出量に対して最終処分率を2%以下に削減

表 3-6: 最終処分率の目標

(単位: 千 t/年)

区分 \ 年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測	平成32年度目標
最終処分量	36.9	39.0	37.3	30.9
最終処分率	2.3%	2.5%	2.5%	2.0%

注: 灰色部分は目標を示します。

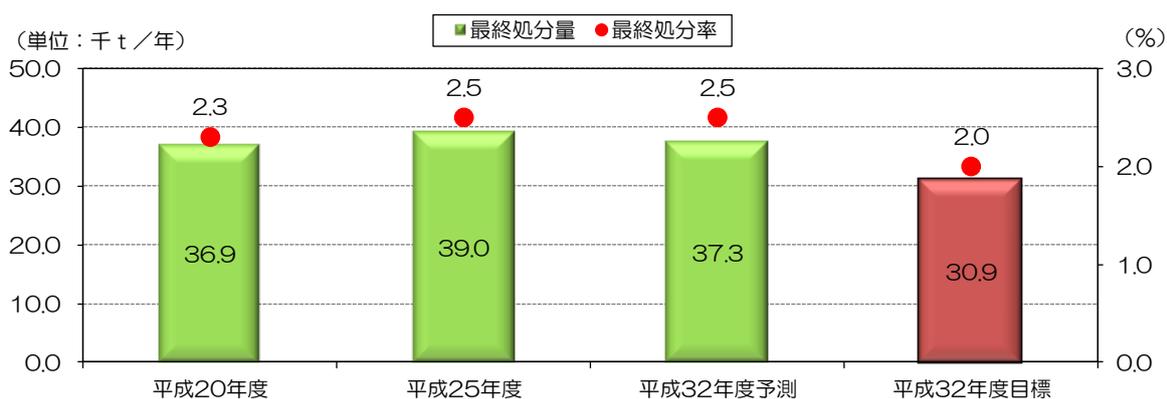


図 3-8: 最終処分率の目標

2-2 再生利用率の向上

産業廃棄物を再生し、利用の推進を図ることは、循環型社会を形成する上で重要であり、積極的に取り組まなければならない事項となっています。産業廃棄物排出処理状況実態調査の結果によると、平成 25 年度実績で当初目標を達成していますが、当該年度をピークに今後は徐々に減少していくことが予測されています。しかしながら、これまでの取り組みを強化し、継続していくことで同程度の水準で再生利用率が推移することを想定し、再生利用率の目標は、平成 25 年度実績から約 4.1 ポイント増加した 49% を新たな目標として設定します。今後も、各種リサイクル法を遵守させるなどの取組により、目標の達成を目指します。

目標

排出量に対して再生利用率を 49%以上に増加

表 3-7: 再生利用率の目標

(単位: 千 t / 年)

区分 \ 年度	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 32 年度予測	平成 32 年度目標
再生利用量	667.0	693.1	649.1	756.4
再生利用率	41.6%	44.9%	43.2%	49.0%

注: ■部分は目標を示します。



図 3-9: 再生利用率の目標

2-3 適正処理に向けた情報の公開・発信の充実

産業廃棄物に関する意識調査の結果、排出事業者及び市民はその情報提供を求めています。このことから、産業廃棄物の適正処理に向け、以下に示す目標の達成を目指します。

目標

産業廃棄物、優良な処理事業者及び不適正処理事案などに関する情報の公開・発信システムの充実

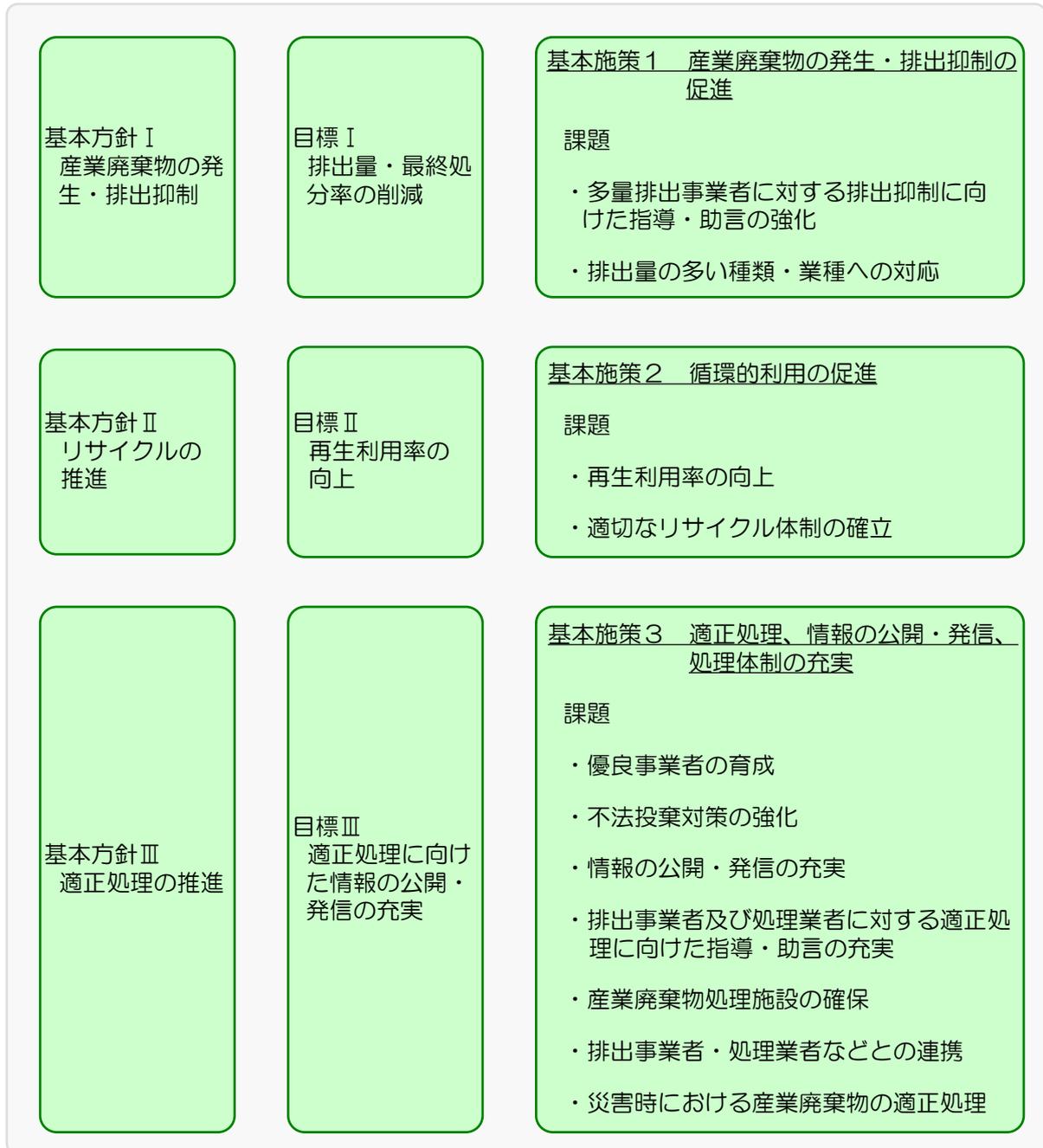
国や県の計画目標を整理すると、以下に示すとおりです。

計画名	現状	目標年度	目標 (現状に対して)
廃棄物処理法に基づく基本方針 (国) ※1	平成19年度	平成27年度	排出量 増加を約1%に抑制 再生利用量 約53%に増加 (現状約52%) 最終処分量 約12%削減
愛知県廃棄物処理計画	平成20年度	平成28年度	排出量 約6%削減 再生利用率 約67.6%とする (現状63.1%) 最終処分量 約18%削減

※1: 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成22年12月20日環境省告示第130号)

第 3 章 基本方針に基づく基本施策

前章で掲げた基本方針に基づき、目標を達成するために次のとおり基本施策を定めます。



基本施策ごとに現状の課題をまとめ、今後の具体的な取り組みを次に示します。

基本施策1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進

課題

・ 多量排出事業者に対する排出抑制に向けた指導・助言の強化

中間結果からも示されるように、産業廃棄物量の排出量の削減については、これまでの取り組みにより一定の効果がありました。最終処分量の削減は目標達成のため更なる取り組みが必要な状況にあります。今後も、最終処分量の削減に向け、産業廃棄物の全排出量の約4割を占める多量排出事業者に向けた指導・助言を強化する必要があります。

・ 排出量の多い種類、業種への対応

産業廃棄物の排出量は、種類別で見ると、動物のふん尿、汚泥、がれき類、鋳さいの排出量が全体の7割以上となっており、業種別で見ると、農業、電気・水道業、製造業、建設業の排出量が全体の9割以上となっています。

より効率的な発生・排出量の削減を行うため、排出量の多い種類・業種を対象とした対策を講じる必要があります。

具体的取組

環境関係法令が制定されたことにより、事業者の環境意識が高まり、産業廃棄物の再生利用や減量化が進みましたが、事業者全体には至っていないと考えられます。

そこで、引き続き産業廃棄物の適正処理や資源の再利用に対する意識向上を図り、産業廃棄物の資源化・減量化を一層促進させることで、更なる産業廃棄物の発生・排出抑制の啓発・指導に努め、産業廃棄物処理体制の充実を図る必要があります。

具体的な取り組みは次に示すとおりです。

- **多量排出事業者への指導・助言〈拡充〉**

多量排出事業者に対して、産業廃棄物の発生・排出抑制、減量、再使用、再生利用及び適正処理に向けた自主的な取り組みを促進するとともに、廃棄物処理法に基づく処理計画に沿った処理などの実施の指導・助言を行います。平成 27 年度以降は、これまで対象としていなかった畜産農家等の事業者に対しても、産業廃棄物の適正処理に向けた指導・助言を徹底していきます。

- **排出量の多い種類、業種を対象とした指導・助言**

排出量の多い特定の産業廃棄物を取り扱う排出事業者に対し、産業廃棄物の発生・排出抑制に向けたより効果的な取り組みが行えるよう、発生する産業廃棄物の種類や性状などを考慮した処理方法の検討を促すなど、それぞれの実情に合わせた指導・助言を行います。

- **排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実**

産業廃棄物は発生・排出抑制をすることが重要であり、そのうえで排出された産業廃棄物は、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用が行われるよう、処理業者に対し啓発・指導していきます。

- **公共事業廃棄物の適正処理の推進**

公共事業廃棄物としては、下水道汚泥や公共工事に伴う建設廃棄物、公立病院からの医療廃棄物などがあり、産業廃棄物の発生要因として大きな割合を占める一方、公共事業などはリサイクル材や再生品の受け入れ先としても重要な役割を担っています。そこで他の模範となるよう、廃棄物処理法や建設リサイクル法に基づき適正処理を徹底し、再生資材の利用などを促します。

基本施策2 循環的利用の促進

課題

・ 再生利用率の向上

燃え殻、木くずなどの再生利用量の増加により再生利用率は増加しましたが、資源化量の中でも大きな割合を占める金属くずなど、分別の徹底により有償物として取り扱われる量が大幅に増加し、今後は再生利用率が減少することが想定されます。しかしながら、更なるリサイクルの推進を図るため、排出事業者に対する指導・助言を充実させ、再生利用率の向上を目指す必要があります。

・ 適切なリサイクル体制の確立

リサイクルを推進するためには、産業廃棄物の処理体制を確保するだけでなく、再生利用品の需要を確保するなど、市民・事業者・行政の三者による適正な役割分担と協働を図りながら、適切なリサイクル体制を確立する必要があります。

具体的取組

排出事業者に向けては、再生利用に関する啓発・指導を充実させる必要があります。また、より効率的な再生利用を進めるため、新たな再生利用手法の導入や排出事業者・処理業者に対する再生利用に関する情報の提供などの施策を今後も進めていきます。

具体的な取り組みは以下に示すとおりです。

・ 資源循環を目指した処理体制の確立

排出される産業廃棄物は事業所の形態により多種多様であり、経済的で効率の良い処理を行うためには、ライフサイクルアセスメントに基づき、地球温暖化防止の観点からも、排出事業者自らが原料の入手、製造、出荷などの各段階において産業廃棄物の処理方法を計画的に検討していく必要があります。

また、産業廃棄物の処理は、処理業者へ委託する場合も多いため、排出事業者と処理業者との連携、系列組織や同業者間の協力などを視野に、経済性、効率性、環境負荷などを考慮した総合的な見地から取り組むよう啓発・指導に努めます。

- **各種リサイクル法などに基づく適正処理の推進**

排出事業者に対し、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法などの各種リサイクル法を遵守した適正処理を指導し、産業廃棄物の発生・排出抑制や減量及びリサイクルを推進します。

- **静脈産業（産業廃棄物の再資源化などを担う産業）の育成**

産業廃棄物の適切な循環的利用を推進する必要から、単なる廃棄物処理からリサイクルを一体的に行う静脈産業の育成が求められています。そこで、事業者による最新情報の収集や新手法への取り組みを促すとともに、グリーン購入法の促進やリサイクル品の積極的な活用など、静脈産業の育成を図ります。

- **リサイクル情報ネットワークの構築**

産業廃棄物の再生利用は、再生利用品の需要を確保することが重要です。再生利用品を広く普及するため、流通や需要に関する情報の公開・発信を行い、供給側の情報と需要側の情報が照合できるようなリサイクル情報ネットワークの構築を検討します。

- **新たな再生利用手法の導入の検討**

下水処理場の消化ガスの利用や汚泥の炭化（燃料化）事業、動物のふん尿のメタン発酵ガス利用など、新たな産業廃棄物の再生利用手法の導入の検討を行います。

- **産業廃棄物焼却施設における熱回収の促進**

再使用、再生利用できない産業廃棄物については、焼却処理の際に熱回収することで、できる限り循環的な利用を行うことが重要となります。そこで、新設または、増改築する焼却施設について、熱回収設備の導入を促進するよう啓発に努めます。

基本施策3 適正処理、情報の公開・発信、処理体制の充実

課題

・ 優良事業者の育成

排出事業者が自らの判断により優良な産業廃棄物処理業者を選択することができるよう、優良事業者の認定制度の周知及び支援を行うなど、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努める必要があります。

・ 不法投棄対策の強化

産業廃棄物に関する不法投棄の件数は平成 20 年度以降減少傾向にありますが、このような不適正処理の大幅な改善には至っていません。

不法投棄などの不適正処理は、周辺地域の生活環境保全上の支障や廃棄物処理に対する住民の不信感を生じさせることから、今後も監視・指導の徹底に努めるとともに、新たに構築した「不適正事案管理機能システム」を有効活用し、効率的且つ効果的な適正処理に向けた取り組みを進める必要があります。

・ 情報の公開・発信の充実

産業廃棄物処理施設の設置に関し、事業者と市民との間での摩擦が起こることがあります。その最大の原因は、市民に詳しい状況が明かされないまま、事業が実施されるためと考えられます。そこで、産業廃棄物処理施設の必要性や産業廃棄物の処理に関する情報を、市民・処理業者に対して公開・発信する必要があります。

また、排出事業者への意識調査の結果、産業廃棄物に関する情報提供が求められていることから、排出事業者に対する情報の公開・発信も充実する必要があります。

・ 排出事業者及び処理業者に対する適正処理に向けた指導・助言の充実

産業廃棄物の適正処理をさらに推進するため、排出事業者及び処理業者に対する指導・助言を充実する必要があります。

・ 産業廃棄物処理施設の確保

近年では、民間による新たな産業廃棄物処理施設の確保が困難な状況となっています。また、排出事業者及び市民への意識調査の結果には、行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の整備を求める意見もあります。

産業廃棄物の健全な処理環境を整備するため、行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の整備について検討する必要があります。

- ・ **排出事業者・処理業者などとの連携**

円滑な産業廃棄物の処理を進めるために、排出事業者や各種団体の取り組みに対する支援や、排出事業者・処理業者などとの間で産業廃棄物に関して必要な情報を共有できる環境の整備をしていく必要があります。

- ・ **災害時における産業廃棄物の適正処理**

近年では、全国各地で集中豪雨や台風などの風水害が発生しており、本市においても大きな被害を受けております。

このような災害時に、排出事業者及び処理業者において保管する産業廃棄物が飛散、流出し、周辺環境に悪影響を与えることがないように、産業廃棄物の保管及び適正処理の体制を構築しておく必要があります。

具体的取組

優良事業者の認定制度などを活用して、優良かつ市民の信頼できる処理業者を育成することにより、適正な産業廃棄物の処理体制の確保を図ります。

また、産業廃棄物の不適正処理を未然に防ぐため、不適正事案管理機能などを用いた監視体制の整備、排出事業者及び処理業者との連携体制についての検討を行います。

具体的な取り組みは以下に示すとおりです。

- ・ **優良な処理業者の育成及び優良事業者の認定制度の周知**

優良事業者の認定制度を広く周知し、評価の基準に適合する処理業者に対してはインセンティブを付与するなど、認定取得を促進することにより、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努め、排出事業者が自らの判断により優良で信頼できる処理業者を選定できる環境を整備します。

- ・ **不適正処理事案への厳正な対応**

生活環境保全上の支障が生じることを未然に防止するため、産業廃棄物の処理基準に適合しない不適正処理事案に対しては、ホームページなどでの行為者の公表や警察への告発など厳格かつ適正な対応を図ります。

- **不法投棄監視体制の強化〈拡充〉**

通常のパトロールに加え、休日・夜間にもパトロールを行い不法投棄の監視強化を行います。また、不法投棄が多発する地域の町自治会などと連携し、警告看板の設置などを行い、不法投棄の未然防止を図ります。また、平成 26 年度に構築した不適正事案管理機能システムを活用し、数年間にわたる不法投棄情報について集約・分析を行い、不法投棄多発箇所に監視カメラを増設するなどの対策を講じることで、更なる監視体制の強化を図ります。

- **市民に対する情報の公開・発信の推進**

平成 22 年度に実施した産業廃棄物に関する市民アンケート調査結果によると、約 8 割の市民が産業廃棄物に関心をもっていると回答していることから、市民に対してさらに見やすく理解しやすい産業廃棄物情報の提供を進めるため、ホームページや広報誌などの活用を図ります。

- **紛争予防条例の運用の徹底**

事業者と市民の間で円滑な合意形成が図られるよう手続きを規定した、産業廃棄物処理施設の設置に関する「豊橋市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成 22 年 4 月に「豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」（以下「紛争予防条例」という。）に改正）」を厳格に運用します。

- **紛争予防条例に関する情報の公開・発信**

紛争予防条例の手続きでは、事業者が産業廃棄物処理施設の設置についての事業計画や、その施設が地域の環境保全に与える影響とその対策などの情報を関係地域の住民に公開しています。

それらの計画に対する意見や事業者の見解、紛争予防条例の進捗状況などの情報を市民に広く公開します。

- **排出事業者・処理業者への指導・監視**

適正処理の推進を図るため、関係法令の改正などがある場合には排出事業者・処理業者に対し情報提供を行うとともに、定期的な立入調査を実施し、指導・監視を強化します。

- **行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の立地の検討**

行政機関が関与した産業廃棄物処理施設について、その必要性や施設のあり方について情報収集を行います。

- **最終処分場の確保**

愛知県の三河港港湾計画の中で行政機関が関与した最終処分場を港湾区域内に位置付けられていることから、今後も情報収集を行っていきます。

- **排出事業者や各種団体の取り組みへの支援**

排出事業者や各種団体が、講習会・研修会の実施や PR 活動、情報公開など独自の取り組みを実施しやすいように、場所の提供、情報の公開・発信などの支援を行います。

- **産業廃棄物の処理に関する連携の強化**

環境保全への取り組みと地域経済の活性化を図る中で、排出事業者・処理業者・行政などの間で産業廃棄物に関する動向や課題を共有できる環境を整備することにより、産業廃棄物の適正処理に向けた連携の強化を図ります。

- **災害時における産業廃棄物の適正処理〈拡充〉**

災害による保管中の産業廃棄物や特別管理産業廃棄物などの飛散、流出を未然に防ぎ適正処理を推進するため、排出事業者・処理業者に対し、災害時を想定した保管並びに緊急時の対策の検討を求めます。

また、将来的に発生することが予想されている大規模災害における災害廃棄物の取扱いについて、排出事業者・処理業者が災害廃棄物処理計画を各自で策定し、適正な処理体制の形成を行うよう求めます。

- **PCB 廃棄物の期限内処理に向けた啓発〈新規〉**

PCB 廃棄物の処分については、PCB 特別措置法が施行され、当初は平成 28 年 7 月までに処理を完了することとされてきました。しかし、処理の遅れなどから、平成 24 年度に新たに処理期限が延長され、低濃度 PCB 廃棄物は平成 39 年 3 月末日（高濃度は別に処理期間有）までに処理を完了することになったことを受け、市内の使用又は保管事業者の把握を行い、当該事業者への期限内処理を行うよう促します。

第4章 重点取組

前章で掲げた具体的取組の中から、以下を重点取組として位置付けます。

重点取組

- ・ 多量排出事業者への指導・助言（83 ページ）
- ・ 排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実（83 ページ）
- ・ 資源循環を目指した処理体制の確立（84 ページ）
- ・ 新たな再生利用手法の導入の検討（85 ページ）
- ・ 不適正処理事案への厳正な対応（87 ページ）
- ・ 不法投棄監視体制の強化（88 ページ）
- ・ 市民に対する情報の公開・発信の推進（88 ページ）
- ・ 行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の立地の検討（89 ページ）
- ・ 災害時における産業廃棄物の適正処理（89 ページ）

産業廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくためには、廃棄物の発生・排出の抑制および再生利用の促進は引き続き必要であることから、本計画の中でこれらを重要な課題と位置付け、排出量のうち多くの割合を占める多量排出事業者に対する取り組みを積極的に行うとともに再生利用率の向上に貢献できる処理体制の確立を目指します。

また、不法投棄をはじめとする不適正処理の多発や産業廃棄物に関する情報の不足などが産業廃棄物に対する不信感などにつながっていることから、産業廃棄物の不適正処理を未然に防ぐための体制の整備、積極的な情報の公開・発信について重点的に取り組みます。

さらに、新たな産業廃棄物処理施設の確保が困難なことから、行政機関が関与した産業廃棄物処理施設について、その必要性や施設のあり方について情報収集を行います。

加えて、将来発生が想定されている南海トラフ地震等の大規模災害における災害廃棄物の取扱いについて検討し、災害廃棄物処理計画の整備を進めます。

第 5 章 関係者の主な役割

循環型社会の構築に向けては、排出事業者、処理業者、市民、市のそれぞれが役割を果たし、相互に連携して産業廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルの推進並びに適正処理に取り組む必要があります。

そこで、関係者の主な役割を次のとおり定めます。

第 1 節 排出事業者の役割

- ① 排出量・最終処分量の削減を図り、再生利用に向けた取り組みに努めます。
- ② 発生・排出抑制、リサイクルを推進し、ゼロ・エミッションを目指します。
- ③ 産業廃棄物となった後まで一定の責任を負う拡大生産者責任の考え方を取り入れ、再生品などの環境安全性を確認する再生資源活用審査制度を積極的に活用します。
- ④ 建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法などを遵守します。
- ⑤ 処理を委託する場合には、委託先の産業廃棄物処理施設の確認をするだけでなく、最終処分がされるまで、排出者としての責任をもって処理状況の確認に努めます。
- ⑥ 定期的に事業内容を見直し、削減目標の達成に努めます。
- ⑦ ISO14001 等の取得・電子マニフェストの利用に努めます。
- ⑧ 産業廃棄物の共同処理など、新たな事業展開に向けた情報収集、情報発信に努めます。

第 2 節 処理業者の役割

- ① 環境負荷の低減に努めます。
- ② 産業廃棄物の収集運搬や処理にあたっては、廃棄物処理法をはじめ関係法令を遵守します。
- ③ リサイクル処理施設の整備に努め、産業廃棄物の再生利用を進めます。
- ④ 紛争予防条例に従って周辺環境及び関係住民に十分な配慮を行います。
- ⑤ 優良事業者の認定制度の活用を目指します。
- ⑥ 施設や維持管理情報を公開するなど、排出事業者や市民の理解と信頼を得るよう心がけます。
- ⑦ 産業廃棄物の処理施設が技術上の基準を満たしているか、一定期間ごとに検査を受け、産業廃棄物の適正処理に努めます。
- ⑧ 新たな再生利用・減量化技術などの開発・導入を進めます。

- ⑨ 新たに建設または増改築する産業廃棄物処理施設（焼却施設）については、熱回収設備の導入を促進するよう努めます。

第3節 市民の役割

- ① 不法投棄などを発見した場合には、行政などへ情報を提供し、不適正な処理を許さない社会づくりに貢献します。
- ② グリーン購入に努めるなど、環境に配慮した消費者行動を心がけます。
- ③ 家屋の解体工事や自動車の廃車などにあたっては、処理やリサイクルのための適正費用を負担します。
- ④ 産業廃棄物に関する正しい知識や正確な情報の取得に努めます。

第4節 市の役割

- ① 環境への負荷を低減するため、産業廃棄物の排出量の削減・リサイクル推進目標を新たに設定し、最終処分率の削減のための取り組み内容について見直し、目標達成に努めます。
- ② 定期的に本計画の進捗状況を把握し、継続的に改善に努めます。
- ③ 地域性や産業廃棄物の特性を考慮し、目標の達成に努めます。
- ④ 他の排出事業者の模範となるよう産業廃棄物を適正に処理します。
- ⑤ 不適正処理防止のため、監視、指導を強化し、早期発見、早期対応に努めます。
- ⑥ 産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者に対し、それぞれの実情にあわせた取り組みが行えるよう指導・助言を行います。
- ⑦ ホームページや広報紙を活用するなど、さらに見やすく理解しやすい産業廃棄物に関する情報提供を行います。
- ⑧ 紛争予防条例に基づき、産業廃棄物処理施設の設置に関し、周辺環境への配慮、周辺住民への情報公開について設置事業者に対し適正な指導を行います。
- ⑨ グリーン購入を行い、再生品や環境調和型製品の利用に努めます。
- ⑩ 産業廃棄物の適正処理について、事業者、大学、試験・研究機関、市民などとの連携を強化します。

第 6 章 事業計画

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール		
			実施中	前 期	後 期
Ⅰ. 産業廃棄物の発生・排出抑制	1. 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進	多量排出事業者への指導・助言〈拡充〉	○	●	●◎
		排出量の多い種類、業種を対象とした指導・助言		○	○
		排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実	○	●	●
		公共事業廃棄物の適正処理の推進	○	○	○
Ⅱ. リサイクルの推進	2. 循環的利用の促進	資源循環を目指した処理体制の確立	○	●	●
		各種リサイクル法などに基づく適正処理の推進	○	○	○
		静脈産業（産業廃棄物の再資源化などを担う産業）の育成	○	○	○
		リサイクル情報ネットワークの構築		○	○
		新たな再生利用手法の導入の検討		○	●
		産業廃棄物焼却施設における熱回収の促進			○
Ⅲ. 適正処理の推進	3. 適正処理、情報の公開・発信、処理体制の充実	優良な処理業者の育成及び優良事業者の認定制度の周知	○	○	●
		不適正処理事案への厳正な対応	○	●	●
		不法投棄監視体制の強化〈拡充〉	○	○	●◎
		市民に対する情報の公開・発信の推進	○	●	●
		紛争予防条例の運用の徹底	○	○	○
		紛争予防条例に関する情報の公開・発信	○	○	○
		排出事業者・処理業者への指導・監視	○	○	○
		行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の立地の検討		●	●
		最終処分場の確保	○	○	○
		排出事業者や各種団体の取り組みへの支援		○	○
		産業廃棄物の処理に関する連携の強化	○	○	○
		災害時における産業廃棄物の適正処理〈拡充〉	○	○	◎
		PCB廃棄物の期限内処理に向けた啓発〈新規〉	○		☆

注：●は重点取組、☆は新規追加、◎は内容を拡充した取組を示します。